

年末調整手続の電子化及び年調ソフト等に関する F A Q（令和 5 年 11 月改訂版）

＜目次＞

第 1 章 年末調整手続の電子化の概要	1
〔問 1－1〕 年末調整手続の電子化とは何ですか。	1
〔問 1－2〕 年末調整手続の電子化についてもう少し詳しく教えてください。【令和 3 年 6 月更新】	1
〔問 1－3〕 年末調整手続の電子化のメリットは何でしょうか。【令和 3 年 6 月更新】	3
〔問 1－4〕 毎年の年末調整手續を簡便化したいのですが、問 1－1 にある準備を全て行わなければ、簡便化はできないのでしょうか。	3
〔問 1－5〕 年末調整手續において電子化できるようになる書類にはどのようなものがありますか。 【令和 5 年 10 月更新】	4
〔問 1－6〕 当社においては既に従業員から扶養控除等申告書などを電子データで提供してもらっているのですが、具体的には何か変わるのでしょうか。【令和 5 年 10 月更新】	5
〔問 1－7〕 これまで年末調整の際には、年末調整申告書を紙で提出してきたのですが、これからは勤務先に電子データで送ればよい、ということですか。【令和 3 年 6 月更新】	6
〔問 1－8〕 令和 2 年 10 月 1 日以降、年末調整手續は必ず電子化しなければならないのですか。.	6
〔問 1－9〕 住宅ローン控除について、2 年目以降は年末調整の際に控除を受けることができますが、その際に使用する住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書を電子データで勤務先に提供することはできますか。【令和 2 年 7 月更新】	6
〔問 1－10〕 居住年が平成 30 年以前の場合には、年末調整の際に提出する住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書は勤務先に電子データで提供することはできないのですか。【令和 2 年 7 月更新】	7
〔問 1－11〕 〔問 1－5〕 の「控除証明書等」として掲げられている書類以外の書類（例：国外居住親族に係る親族関係書類・送金関係書類、勤労学生に該当する旨の証明書）は電子データで提供することはできないのですか。	7
〔問 1－12〕 年末調整手續を電子化したいのですが、具体的に何をすればよいですか。【令和 3 年 6 月更新】	7
〔問 1－13〕 年末調整手續の電子化のメリットとして、控除証明書等データを利用すると勤務先でのチェック事務が不要となるというものがありますが、なぜチェックしなくても大丈夫なのでしょうか。	8
〔問 1－14〕 年末調整手續を電子化するための税制改正が行われたと聞きましたが、この改正の概要について教えてください。【令和 5 年 10 月更新】	8
第 2 章 年末調整手續の電子化に向けた準備【勤務先】	9
〔問 2－1〕 年末調整手續を電子化するためには、勤務先はどのような準備をすればよいですか。【令和 3 年 6 月更新】	9
〔問 2－2〕 従業員が使用する年末調整申告書作成用のソフトウェアにはどのようなものがありますか。また、使用料はかかりますか。【令和 3 年 6 月更新】	10
〔問 2－3〕 年末調整手續を電子化することについて、従業員への周知はいつ頃までに行っておく必要がありますか。	10

[問 2-4] 従業員が利用する年末調整申告書作成用のソフトウェアが国税庁から提供されると聞きました。給与システム等についても国税庁から提供されないのでですか。【令和2年11月更新】	10
[問 2-5] 税務署への申請は必要ですか。【令和3年6月更新】	11
[問 2-6] 【令和3年6月削除】	11
[問 2-7] 【令和3年6月削除】	11
[問 2-8] 【令和3年6月削除】	11
[問 2-9] 年末調整申告書をデータで提供を受けるための「一定の要件」として、「電磁的方法による提供を受けるために必要な措置」及び「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置」が必要だとのことですが、具体的にはどのようなものですか。【令和5年10月更新】	12
[問 2-10] 当社においては、従業員各自の「社員ページ」を設けており、従業員はそのページから人事・給与等の申請を行っています。年末調整に関する年末調整申告書についても従業員にこの「社員ページ」を通じて提出することを考えていますが、この場合は問2-9にある「一定の要件」を満たしているといえるのでしょうか。	13
[問 2-11] 当社においては、従業員各自の「社員ページ」を設けており、従業員はそのページから人事・給与等の申請を行っています。年末調整手続を電子化するためにシステム改修すべき点について教えてください。	13
[問 2-12] 【令和3年6月削除】	13
[問 2-13] 年末調整関係書類をデータで提供させるに当たり、従業員から事前に承諾等を受けておく必要がありますか。【令和3年6月更新】	13
[問 2-14] 書面の扶養控除等申告書や保険料控除申告書は提出の際に従業員に押印するよう求めていましたが、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電子データによる提供を受ける場合に、従業員に押印に代わる手続を求める必要はありますか。【令和2年7月更新】	14
[問 2-15] 次のような方法も電子データによる提供に該当しますか。【令和3年6月更新】	14
・ エクセルシートやP D Fファイルに必要事項を入力し、勤務先に送信すること	14
・ 手書きで扶養控除等申告書や保険料控除申告書を作成し、それをスキャナーで読み込んだデータを勤務先に送信すること	14
[問 2-16] 電子データにより提供を受けた年末調整関係書類はいつまで保存する必要がありますか。	14
[問 2-17] 従業員の控除証明書を電子化することですが、当社で契約している団体扱い保険についても電子化できるのですか。【令和5年10月更新】	15
[問 2-18] 年調ソフトから印刷した年末調整申告書について、国税庁ホームページに掲載している様式と大きく異なるのですが、紙を原本とした場合に、この印刷した申告書を保存すればよいのでしょうか。【令和3年6月追加】	16
第3章 年末調整手続の電子化に向けた準備【従業員】	17
[問 3-1] 年末調整手続を電子化すると、何がどのように変わるのでですか。	17
[問 3-2] 勤務先における年末調整手続が電子化されるため、年末調整申告書及び控除証明書等について電子データで提供するよう指示がありました。従業員にとってどんなメリットがありますか。【令和3年6月更新】	18

〔問3－3〕 年末調整手続を電子化するためには、従業員はどのような準備をすればよいですか。【令和2年11月更新】	18
〔問3－4〕 パソコンを持っていませんが、年末調整申告書を電子データで提供できますか。【令和5年10月更新】	19
〔問3－5〕 年末調整申告書の電子データによる提供は、いつから利用できるようになったのですか。【令和3年6月更新】	19
〔問3－6〕 年末調整手続を電子化するためには、従業員はいつごろから準備をすればよいですか。【令和5年10月更新】	19
〔問3－7〕 勤務先から、年末調整手続を電子化するため、年末調整申告書及び控除証明書を電子データで提供するよう言われました。年末調整申告書データはどのように作成すればよいですか。【令和3年6月更新】	20
〔問3－8〕 保険会社等が交付する控除証明書等の電子データはどのようにして受け取るのですか。【令和5年10月更新】	21
〔問3－9〕 控除証明書等を電子データで交付してもらうためには、保険会社等に対してどのような手続が必要ですか。【令和2年11月更新】	22
〔問3－10〕 私が契約している保険会社等は控除証明書等の電子データ交付に対応していますか。【令和4年10月更新】	22
〔問3－11〕 勤務先の年末調整手続が電子化されることにより、保険料控除証明書を電子データで取得し、年末調整申告書を電子データで提供するよう指示があったため調べたところ、私が契約している保険会社が保険料控除証明書の電子データ交付に対応していなかったのですが、どうしたらよいですか。	22
〔問3－12〕 税務署から発行される住宅ローン控除証明書を電子データで取得する場合に必要な手続きはありますか。【令和3年6月更新】	23
〔問3－13〕 年末調整において生命保険料控除と小規模企業共済等掛金控除（iDeCo）の適用を受けようと考えています。生命保険料の控除証明書は電子データで取得できたのですが、「小規模企業共済等掛金払込証明書」が書面で届きました。全ての控除証明書が電子データで届かなければ、保険料控除申告書を電子データで提供することはできないのですか。	23
〔問3－14〕 保険会社等から保険料控除証明書等が書面で送られてきたのですが、これをスキャナーで読み込む等によりデータ化したものを勤務先に原本として提供することはできますか。【令和3年6月更新】	24
〔問3－15〕 保険会社等から控除証明書等について電子データで交付を受けたのですが、勤務先から年末調整申告書を従来どおり書面で提出するよう指示がありました。この場合、受領した控除証明書等データはどのように提出することになるのでしょうか。	24
〔問3－16〕 私が加入している生命保険は年払い契約となっており、毎年12月に年間の保険料を支払っています。これまで保険会社から送付される「支払予定額のお知らせ」というハガキをもとに保険料控除申告書を作成していましたが、この「支払予定額のお知らせ」についても電子化されるのでしょうか。	24
〔問3－17〕 私は自己が所有する住宅に居住し、その一部を他人に賃貸しています。地震保険料についてはこの賃貸部分も含めて加入しているため、毎年地震保険料控除証明書に記載された証明額を按分し、減額して記載しています。年末調整が電子化された場合、どのように申	

告すればよいですか。	25
[問 3－18] 団体扱い保険に係る控除証明書についても、電子データにより交付されますか。【令和 3 年 6 月更新】	25
第4章 マイナポータル連携	26
[問 4－1] マイナポータル連携とは何ですか。【令和 2 年 7 月更新】	26
[問 4－2] マイナポータルから控除証明書等データを取得することですが、マイナポータルと は何ですか。	26
[問 4－3] マイナポータル連携により控除証明書等データを取得するメリットは何ですか。 ...	27
[問 4－4] 控除証明書等データをマイナポータル連携で取得するための準備について教えてください。【令和 5 年 10 月更新】	28
[問 4－5] マイナンバーカードの取得方法やマイナポータルの開設、スマホ用電子証明書の申請は どのように行うのですか。【令和 5 年 10 月更新】	28
[問 4－6] パソコン版の年調ソフトでマイナポータル連携をするためにはマイナンバーカードと IC カードリーダライタが必要ですか。	29
[問 4－7] マイナポータル連携はスマートフォン版の年調ソフトでも利用可能ですか。【令和 5 年 10 月更新】	29
[問 4－8] 民間送達サービスとはどのようなものですか。【令和 2 年 11 月更新】	29
[問 4－9] 年調ソフトを利用してマイナポータル連携する際の手順を教えてください。【令和 5 年 10 月更新】	30
[問 4－10] マイナポータル連携を利用することによるマイナンバーの流出のおそれはないのですか。	30
[問 4－11] 私は毎年の年末調整で、生計を一にしている配偶者が契約者となっている生命保険に係 る保険料について保険料控除申告書に記載してきたのですが、配偶者名義の控除証明書等 データについてマイナポータル連携で取得し、自動入力することはできるのでしょうか。 【令和 5 年 10 月更新】	31
[問 4－12] 当社においては、従業員各自の「社員ページ」を設けており、従業員はそのページから 人事・給与等の申請を行っています。従業員にマイナポータル連携により控除証明書等データ を取得させるためにはどのようなシステム改修が必要となりますか。【令和 2 年 11 月更 新】	31
[問 4－13] マイナポータルを見ると、民間送達サービスは 2 社あるのですが、どちらを開設すれば よいのですか。【令和 3 年 10 月更新】	32
[問 4－14] マイナポータル連携の利用時間を教えてください。【令和 2 年 11 月追加】	32
[問 4－15] 私が契約している保険会社等はマイナポータル連携に対応しているのでしょうか。【令和 2 年 11 月追加】	32
[問 4－16] macOS 14 を利用していますが、マイナポータル連携でマイナポータルサイトを開いた際 にエラーが発生します。【令和 5 年 11 月追加】	33
第5章 年調ソフト	34
[問 5－1] 年調ソフトとは何ですか。	34
[問 5－2] 【令和 2 年 11 月削除】	34
[問 5－3] 年調ソフトは誰でも使うことができるのですか。	34

〔問5－4〕 年調ソフトの利用のために費用はかかりますか。	34
〔問5－5〕 年調ソフトをパソコンやスマートフォンにダウンロードして利用する際の利用環境について教えてください。【令和5年10月更新】	35
〔問5－6〕 年調ソフトはどこからダウンロードできますか。【令和2年11月更新】	35
〔問5－7〕 年調ソフトのインストールには管理者権限が必要ですか。【令和3年6月更新】	35
〔問5－7－2〕 Windows版の年調ソフトについて、国税庁ホームページからダウンロードした場合のインストール方法を教えてください。【令和5年10月更新】	36
〔問5－8〕 パソコン版の年調ソフトを従業員に利用させる場合、勤務先が一括で国税庁ホームページからダウンロードし、各従業員へ配付することは可能ですか。【令和2年7月更新】	36
〔問5－9〕 当社では一台のパソコンを複数の従業員で共用しているのですが、その場合でも年調ソフトは複数人での使用は可能ですか。他人に自分の年末調整申告書の内容が見られてしまうことはありませんか。【令和3年6月更新】	37
〔問5－10〕 スマートフォン版の年調ソフトを利用していましたが、機種変更した場合に再度のダウンロードが必要になりますか。	37
〔問5－11〕 年末調整手続を電子化するためには、年調ソフトを利用する事が必須となるのでしょうか。	37
〔問5－12〕 年調ソフトではどのようなことができるのですか。【令和5年10月更新】	38
〔問5－13〕 年調ソフトでは、勤務先が行う年税額の計算も可能ですか。	38
〔問5－14〕 年調ソフトで作成した年末調整申告書データはどのようにして勤務先に提供するのですか。【令和2年7月更新】	38
〔問5－15〕 当社の従業員は、これまで年末調整申告書を手書きで記載していたのですが、年調ソフトを利用して年末調整を電子化したいと考えています。当社で利用している給与ソフトでどのように年末調整計算を行うのでしょうか。	39
〔問5－16〕 年調ソフトの出力機能は、年末調整申告書の電子データだけですか。別途書面で出力して提出することはできないのでしょうか。	39
〔問5－17〕 保険会社から控除証明書を書面で交付されたのですが、その場合には年調ソフトは利用できないのですか。	39
〔問5－18〕 年調ソフトを利用して従業員から年末調整申告書データ及び控除証明書等データの提供を受けるために何か準備することはありますか。【令和3年6月更新】	39
〔問5－19〕 従業員から年調ソフトにより作成した年末調整申告書データを書面で出力の上、提出を受ける場合でも何か便利になることはありますか。【令和3年6月更新】	40
〔問5－20〕 年調ソフトは一度ダウンロードしたら毎年の年末調整事務で利用することができますか。【令和5年10月更新】	40
〔問5－21〕 年調ソフトが改修される都度、自社の給与システム等の改修を行う必要がありますか。	40
〔問5－22〕 各年分の年調ソフトはいつ頃リリースされますか。【令和4年10月更新】	40
〔問5－23〕 令和5年分の年調ソフトを使用する際は、また最初から住所、氏名等を入力しなければならないのでしょうか。【令和5年10月更新】	41
〔問5－24〕 年調ソフトから書面出力した年末調整関係書類の様式が、国税庁ホームページに掲載されている様式と見た目が異なりますが、提出しても問題ありませんか。	41

[問5-25] 年調ソフトから書面出力した所得金額調整控除申告書には控除額の記載がないのですが、大丈夫でしょうか。	41
[問5-26] 年末調整申告書を提出後、誤りがあったことに気が付いたので、訂正し再提出したいと思います。年調ソフトでは各種の申告書を単独で作成することもできるようですが、訂正が必要な申告書のみを作成して提出してもよいですか。【令和5年10月更新】	42
[問5-27] 年調ソフトで入力したマイナンバーは、年調ソフト内で保持されるのですか。【令和2年7月追加】	42
[問5-28] 年調ソフトで作成した年末調整申告書データは、どのようなデータ形式で出力されますか。【令和5年10月更新】	43
[問5-29] 年調ソフトの操作が分からなのですが、どこに問合せればいいですか。【令和5年10月更新】	43
[問5-30] 年調ソフトで年末調整申告書を作成する場合に、パスワードを設定する箇所があるので、パスワードはどのように設定すればよいでしょうか。【令和2年11月追加】	44
[問5-31] 年調ソフトで作成したファイルについては、パスワードを設定したのですが、そのパスワードを変更するにはどのようにすればよいでしょうか。【令和2年11月追加】	44
[問5-32] 国税庁ホームページを見ると、年調ソフトの新しいバージョンが公開されていたのですが、バージョンアップの方法を教えてください。【令和2年11月追加】	45
[問5-33] かんたん検算とは何ですか。【令和4年10月追加】	45
[問5-34] 前回、かんたん検算で入力した情報が消えてしまいました。【令和4年10月追加】	45
[問5-35] 計算表で入力した見積額が反映されません。【令和5年10月追加】	46
[問5-36] 年調ソフトで「書面印刷」を選択して申告書を印刷しようとするとエラー（フォントエラーなど）が発生します。【令和5年10月追加】	46
[問5-37] 年調ソフトで申告書電子データ（拡張子.ZIP）をインポートしようとすると「以下の申告書データについてはインポートできませんでした。」と表示され、インポートすることができません。【令和5年10月追加】	47
[問5-38] 年調ソフトで「住宅借入金の年末残高証明書の情報」を削除することができません。どうようにすれば削除することができますか。【令和5年10月追加】	48
[問5-39] 年調ソフトで「住宅借入金の年末残高証明書の情報」を追加することができません。どうようにすれば追加することができますか。【令和5年10月追加】	49
[問5-40] 年調ソフトを利用中に、画面のレイアウトが崩れてしまいました。どのようにすれば良いでしょうか。【令和5年10月追加】	50
[問5-41] 年調ソフトで「住宅借入金等特別控除証明書」の作成中に、スピナー（画面遷移中を示す回転体のアイコン）が表示されたまま、操作を受け付けなくなりました。どうによんすれば良いでしょうか。【令和5年10月追加】	51
[問5-42] 作成した申告書にマイナポータルアプリ（スマホでの電子署名）を用いて電子署名を付与する場合の、利用可能なスマートフォンを教えてください。【令和5年10月追加】	52
[問5-43] 基本情報入力画面の「配偶者の有無」欄で「無し」を選択したにもかかわらず、所得金額調整控除申告書作成画面に過去に入力していた配偶者の情報が表示されます。表示されている配偶者情報は、どうすれば削除できますか。【令和5年10月更新】	52
[問5-44] 年調ソフトにインポートした控除証明書等データを削除したい場合は、どうすればよい	

でしょう。【令和5年10月更新】	52
〔問5-45〕 生命保険料控除証明書（又は地震保険料控除証明書）の入力において、保険期間が選択肢にない場合（1年未満など）は、どうすればよいか教えてください。【令和5年11月更新】	53
〔問5-46〕 前納した保険料を分割申告するために再交付された社会保険料控除証明書データは、インポートすることができますか。【令和5年11月更新】	53
〔問5-47〕 社会保険料控除証明書データをインポートした際に「支払った保険料の金額」が0円となってしまいますがどうすればよいか教えてください。【令和5年11月更新】	53

<凡例>

このQ&Aで使用する用語について解説します。

【扶養控除等申告書】

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書をいいます。

【保険料控除申告書】

給与所得者の保険料控除申告書をいいます。

【配偶者控除等申告書】

給与所得者の配偶者控除等申告書をいいます。

【住宅ローン控除】

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除をいいます。

【住宅ローン控除申告書】

給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書をいい、住宅ローン控除を受ける初年度に確定申告をする際に、希望した方について、「住宅ローン控除証明書」と併せて税務署から送付されます（書面の場合）。

【住宅ローン控除証明書】

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書をいいます。

【年末残高等証明書】

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書をいいます。

【基礎控除申告書】

給与所得者の基礎控除申告書をいいます。

【所得金額調整控除申告書】

年末調整において所得金額調整控除の適用を受ける場合に、提出しなければならない申告書をいいます。

【年末調整申告書】

扶養控除等申告書、保険料控除申告書、配偶者控除等申告書、住宅ローン控除申告書、基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書をいいます。

【控除証明書等】

生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、社会保険料控除証明書、住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書をいいます。

【年末調整関係書類】

年末調整申告書及び控除証明書等をいいます。

【年調ソフト】

年末調整申告書について、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能を持つ、国税庁ホームページ等において無償で提供する年末調整申告書作成用のソフトウェアをいいます。

第1章 年末調整手続の電子化の概要

〔問1－1〕 年末調整手続の電子化とは何ですか。

〔答〕これまでの年末調整手続は、勤務先（給与等の支払者）が用紙を配付し、その用紙に従業員（給与等の支払を受ける方）が手書きして提出するなど、書面により行われていることが多いと思います。

年末調整手続の電子化とは、以下の2つを実施することにより、年末調整手続をデータ処理することであり、これにより勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担を軽減するための施策です。

- ① 従業員が控除証明書等を電子データで取得し、それを利用して年末調整申告書データを作成すること
- ② 勤務先が従業員から①の年末調整申告書データ及び控除証明書等データの提供を受け、これをを利用して年税額等の計算を行うこと

〔問1－2〕 年末調整手続の電子化についてもう少し詳しく教えてください。【令和3年6月更新】

〔答〕これまでの年末調整手続は、

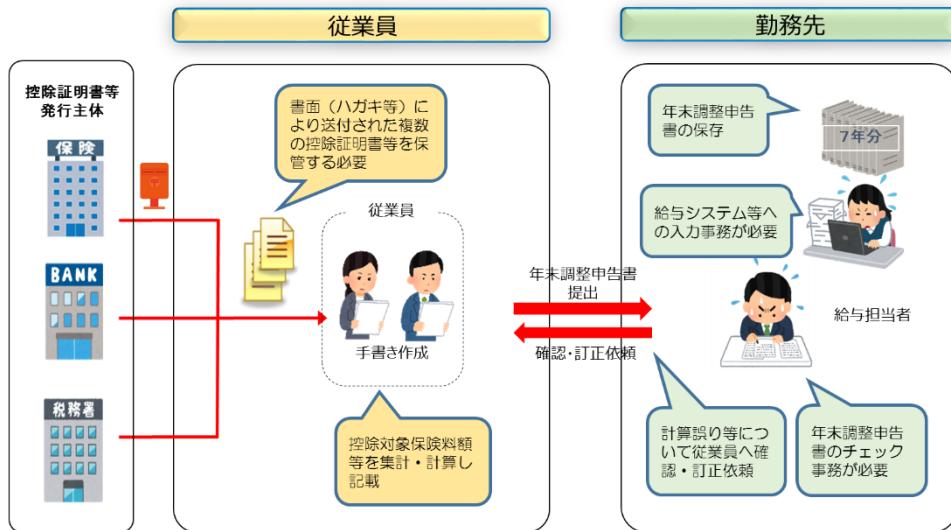
- ① 従業員が、保険会社、金融機関、税務署等（以下「保険会社等」といいます。）から控除証明書等を書面（ハガキ等）で受領
 - ② 従業員が、保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書に、①で受領した書面（ハガキ等）に記載された内容を転記の上、控除額を計算し記入
 - ③ 従業員が保険料控除申告書及び住宅ローン控除申告書を含む年末調整申告書を作成し、控除証明書等とともに勤務先に提出
 - ④ 勤務先が提出された年末調整申告書に記載された控除額の検算、控除証明書等の確認を行った上で、年税額を計算
- という流れで進められていました。

年末調整手続が電子化された場合は、次のような手順となります。

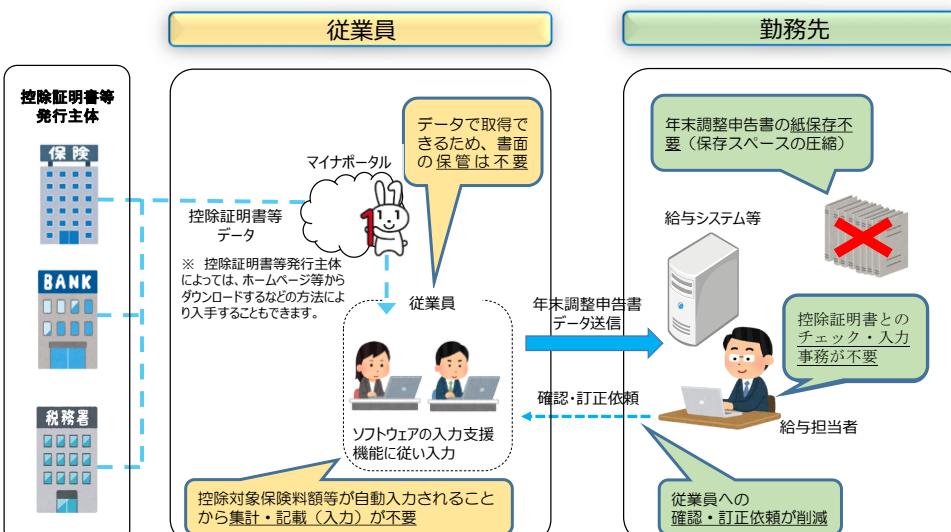
- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
- ② 従業員が、国税庁ホームページ等からダウンロードした年調ソフトや民間のソフトウェア会社が提供するソフトウェア等に、住所・氏名等の基礎項目等を入力し、①で受領した電子データをインポート（自動入力、保険料控除額及び住宅ローン控除額の自動計算）して年末調整申告書の電子データを作成
- ③ 従業員が、②の年末調整申告書データ及び①の控除証明書等データを勤務先に提供
- ④ 勤務先が、③で提供された電子データを給与システム等にインポートして年税額を計算

年末調整手続の電子化概要図

これまで（電子化前）



令和2年10月以後（電子化後）



○ 年末調整手続の電子化による主な変更点

区分	手続内容	これまで (電子化前)	令和2年10月以後 (電子化後)
従業員の手続	年末調整申告書の作成	控除証明書等内容を手書き	自動入力
	控除額の計算	手計算	自動計算
勤務先の手続	控除額の検算	必要	不要
	給与システム等への取込	年末調整申告書の控除額等を 給与システム等に手入力	年末調整申告書データを 給与システム等にインポート

〔問1－3〕 年末調整手続の電子化のメリットは何でしょうか。【令和3年6月更新】

〔答〕 年末調整手続を電子化することにより、以下のようなメリットがあります。

《従業員のメリット》

従業員は、これまでの手書きによる手続（年末調整申告書の記入、控除額の計算など）を省略でき、年末調整申告書の作成を簡素化できます。また、年末調整申告書を電子的に作成し、データで提供（メール等で送信）するため、テレワークなどの際に書類を郵送で提出する必要もありません。

また、書面で提供を受けた控除証明書等を紛失した場合は、保険会社等に対し、再発行を依頼しなければなりませんでしたが、その手間も不要となります。

※ 従業員が、「マイナポータル連携」（[第4章参照](#)）を利用する場合には、複数の控除証明書等を一度の処理で取得することができますので、従業員の利便性がより高まります。

《勤務先のメリット》

勤務先は、従業員が年調ソフトや民間のソフトウェア会社が提供するソフトウェア等で作成した年末調整申告書データを利用することにより、年調ソフトが自動計算した控除額の検算が不要となります。

また、控除証明書等データを利用した場合、添付書類等の確認に要する事務が削減されます。

さらに、従業員が年末調整申告書作成用のソフトウェアを利用して控除申告書を作成するため、記載誤り等が減少し、従業員への問合せ事務も減少することが期待されます。

加えて、書面による年末調整の場合の書類保管コストも削減することができます。

※ 年末調整申告書データを利用して年税額の計算等を行うためには、勤務先の給与システム等が年末調整申告書データの取込みに対応している必要があります。

詳しくはご利用の給与システム等の開発業者等にお問合せください。

〔問1－4〕 毎年の年末調整手続を簡便化したいのですが、問1－1にある準備を全て行わなければ、簡便化はできないのでしょうか。

〔答〕 年末調整手続の電子化は以下の①及び②を行うことにより効率化を図るもの（下表のD）ですが、部分的な対応でも下表のA～Cのとおり一定の効率化を図ることができます。

- ① 従業員が控除証明書等を電子データで取得し、それを利用して年末調整申告書データを作成すること
- ② 勤務先が、従業員から①の年末調整申告書データ及び控除証明書等データの提供を受け、これを利用して年税額等の計算を行うこと

年末調整事務手続		従来	パターンA	パターンB	パターンC	パターンD
① 控除証明書等の取得 年末調整申告書の作成	ハガキ等で取得 手書き作成 	ハガキ等で取得 システムで作成 	データで取得 システムで作成 	ハガキ等で取得 システムで作成 	データで取得 システムで作成 	
	書面提出 	印刷して書面提出 	印刷して書面提出 	データ提出 	データ提出 	
従業員	控除証明書等の内容記載	✗ 手書き	△ 手入力	△※1 自動入力	△ 手入力	○ 自動入力
	控除額の計算	✗ 手計算	○ 自動計算	○ 自動計算	○ 自動計算	○ 自動計算
	記載誤り等の確認作業	✗ 多い	○ 少ない	○ 少ない	○ 少ない	○ 少ない
	用紙配付	✗ 書面での配付	○ システムの配付	○ システムの配付	○ システムの配付	○ システムの配付
	従業員からの質問対応	✗ 多い	○ 減少	○ 減少	○ 減少	○ 減少
	記載内容確認・訂正事務	✗ 多い	○ 減少	○ 減少	○ 減少	○ 減少
	証明書類のチェック	✗ 必要	✗ 必要	✗ 必要	✗ 必要	○ 不要
勤務先	控除額の検算	✗ 必要	○ 不要	○ 不要	○ 不要	○ 不要
	控除額の給与システム等への入力	✗ 手入力	✗ 手入力	✗ 手入力	○ 自動入力	○ 自動入力
	申告書類保管(7年)	✗ 紙保管	✗ 紙保管	✗ 紙保管	△ 控除証明書等のみ紙保管	○※2 データ保管

※1 QRコード付控除証明書の作成・提出(問3-15参照)が必要となります。

※2 適用する控除の内容によっては、一部証明書類等を保存する必要があります(問1-11、問3-13参照)

[問1-5] 年末調整手続において電子化できるようになる書類にはどのようなものがありますか。【令和5年10月更新】

[答] 年末調整関係書類の電子データによる提供の対象となる書類は以下のとおりです。

[年末調整申告書関係]

- ① 扶養控除等申告書
- ② 配偶者控除等申告書
- ③ 保険料控除申告書
- ④ 住宅ローン控除申告書
- ⑤ 基礎控除申告書
- ⑥ 所得金額調整控除申告書

[控除証明書等関係]

- ⑦ 保険料控除証明書（生命保険料（新・旧）、個人年金保険料（新・旧）、介護医療保険料及び地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金が対象となります。）
- ⑧ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書
- ⑨ 年末残高等証明書

〔問1－6〕 当社においては既に従業員から扶養控除等申告書などを電子データで提供してもらっているのですが、具体的には何か変わるのでしょうか。【令和5年10月更新】

〔答〕 扶養控除等申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書（平成30年分からは保険料控除申告書及び配偶者控除等申告書）は、平成19年7月1日以降提出するものについては、電子データで提供できるよう手当てされています。このため、既に従業員に扶養控除等申告書などを電子データで提供させている勤務先もあるかと思います。

しかし、令和2年10月までは、扶養控除等申告書などを電子データで提供する場合でも、住宅ローン控除申告書や控除証明書等は書面で提出又は提示する必要がありました。

平成30年度の税制改正では、税務署から送付されていた「住宅ローン控除申告書」に加え、令和2年分から新設される「基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」も令和2年10月以降は電子データで提供できるよう手当てされたほか、これらの年末調整申告書を電子データで勤務先へ提供する場合には、控除証明書等についても電子データで提供できるよう手当てされました。

この結果、年末調整申告書を全て電子データで提供できるよう手当てされ、勤務先における控除証明書等の確認事務の効率化が図られることとなりました。

これらを整理すると以下の表のとおりとなります。

年末調整申告書の種類	申告書の電子化	控除証明書等の電子化
扶養控除等申告書	○	—
配偶者控除等申告書	○	(控除証明書等なし)
基礎控除申告書	◎	
所得金額調整控除申告書	◎	
保険料控除申告書	○	◎※1
住宅ローン控除申告書	◎	◎

○：既に電子的に提供を受けることが可能なもの

◎：令和2年10月以降、電子的に提供を受けることが可能となったもの

※1 生命保険料（新・旧）、個人年金保険料（新・旧）、介護医療保険料及び地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金が対象となります。

〔問1－7〕 これまで年末調整の際には、年末調整申告書を紙で提出してきたのですが、これからは勤務先に電子データで送ればよい、ということですか。

【令和3年6月更新】

〔答〕 平成30年度税制改正により、保険料控除証明書及び住宅ローン控除申告書については令和2年10月1日以降に勤務先に提出するものから、年末残高等証明書については令和2年10月1日以降に交付を受けるものからそれぞれ電子データで提供できるよう手当てされました。

一方で、従業員から提供される年末調整関係書類の電子データを利用するためには、勤務先において、現在利用している給与システムの改修等が必要となります（第2章参照）。

そのため、従業員が勤務先に年末調整関係書類を電子データにより提供しようとする場合は、電子データでの提供がいつから可能となるか、勤務先に確認する必要があります。

〔問1－8〕 令和2年10月1日以降、年末調整手続は必ず電子化しなければならないのですか。

〔答〕 平成30年度の税制改正により、年末調整関係書類を電子データで提供できるよう手当てされましたが、必ずしも電子データにより提供しなければならないわけではありません（年末調整関係書類を従前どおり書面で提出しても差し支えありません。）。

〔問1－9〕 住宅ローン控除について、2年目以降は年末調整の際に控除を受けることができますが、その際に使用する住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書を電子データで勤務先に提供することはできますか。【令和2年7月更新】

〔答〕 住宅ローン控除申告書については、令和2年10月以降提出するものについて電子化の対象となっていますので、勤務先に電子データで提供することができます。

ただし、住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書については、家屋の居住年が平成31年（令和元年）以後の場合にのみ電子データで提供することができます。

なお、税務署から交付される住宅ローン控除証明書の取得方法については[〔問3－12〕](#)をご確認願います。

〔問1-10〕 居住年が平成30年以前の場合には、年末調整の際に提出する住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書は勤務先に電子データで提供することはできないのですか。【令和2年7月更新】

〔答〕 平成30年度税制改正により、住宅ローン控除申告書等を電子データにより提供できるよう手当てされましたが、住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書については、住宅ローン控除の適用を受けようとする家屋の居住年が平成31年(令和元年)以後であるものに限られます。

従いまして、居住年が平成30年以前の場合には、住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書を電子データにより提供することはできず、従来通り書面で勤務先に提出していただく必要があります。

〔問1-11〕 〔問1-5〕の「控除証明書等」として掲げられている書類以外の書類（例：国外居住親族に係る親族関係書類・送金関係書類、勤労学生に該当する旨の証明書）は電子データで提供することはできないのですか。

〔答〕 ご質問の書類については、法令上、電子データで提供することはできませんので、書類の内容に応じて年調ソフト等に手入力した上で、従来どおり書面にて提出又は提示していただくこととなります。

〔問1-12〕 年末調整手続を電子化したいのですが、具体的に何をすればよいですか。【令和3年6月更新】

〔答〕 年末調整手続を電子化するためには、おおむね以下の手順を踏むこととなります。

なお、勤務先の準備の詳細については[第2章](#)、従業員の準備の詳細については[第3章](#)、マイナポータル連携利用の準備の詳細については[第4章](#)をご確認ください。

【勤務先の準備】

- ① 電子化の実施方法の検討
- ② 従業員への周知
- ③ 給与システムの改修等

【従業員の準備】

- ① 年末調整申告書作成用のソフトウェア等の取得（勤務先からの指示に従ってください）
- ② 控除証明書等データの取得（マイナポータル連携を利用しない場合のみ）

※ マイナポータル連携を利用して全ての控除証明書等データを取得する場合は、事前にマイナポータルからの取得のための設定をしておくことで、年末調整申告書データの作成中に、民間送達サービスに送達された複数の控除証明書等データについてマイナポータルを通じて一括取得することが可能となるため、②の手続は不要となります。

〔問 1－13〕 年末調整手続の電子化のメリットとして、控除証明書等データを利用すると勤務先でのチェック事務が不要となるというものがありますが、なぜチェックしなくても大丈夫なのでしょうか。

〔答〕 年末調整申告書作成の際、控除証明書等データをインポートすることにより、その控除証明書等データに記録された内容が年末調整申告書に自動入力されます。控除証明書等データについては、発行者である保険会社等の電子証明書が付されることとなっており、データの改ざんがあればシステムで検知することができます。また、年調ソフトにおいては、控除額の計算に影響する保険料の金額について自動入力後に記載内容が修正された場合、修正を行ったことが分かるようになっています。

結果として、保険会社等が控除証明書等データを発行してから勤務先に提出されるまで何らかの改ざんがある場合には分かるようになっていますので、控除証明書等データから自動入力されたものについてはチェックが不要となります。

〔問 1－14〕 年末調整手続を電子化するための税制改正が行われたと聞きましたが、この改正の概要について教えてください。【令和5年10月更新】

〔答〕 年末調整手続の電子化に関しては、平成30年度に税制改正が行われており、その概要は以下の①～③のとおりです。

① 保険料控除証明書の電子データによる提供

年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受ける従業員が、保険料控除申告書に記載すべき事項を電子データにより勤務先に提供する場合には、その保険料控除申告書に記載されるべき事項が記録された情報で一定の要件を満たすもの（控除証明書に当たるもの）を、その保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより勤務先に提供することが手当てされました。

なお、令和4年改正により、令和4年10月1日以後に保険料控除申告書を提出する場合においては、上記の電子データにより勤務先に提供できる場合に、社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける場合が追加されました。

② 住宅ローン控除申告書の電子化

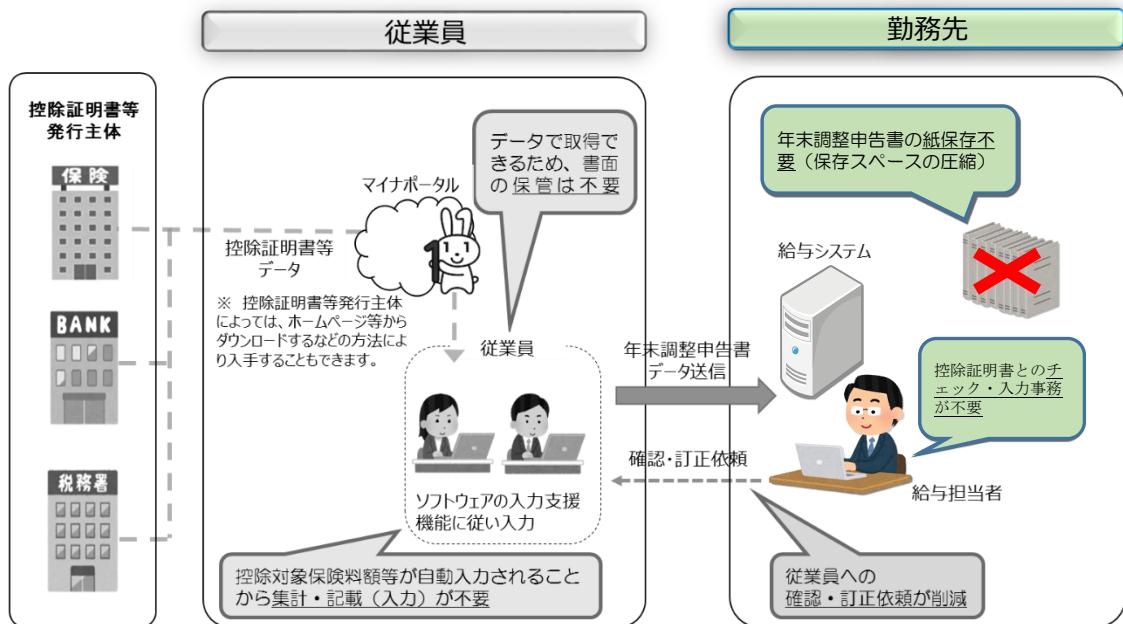
年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受ける従業員は、その住宅ローン控除申告書の書面による提出に代えて、その住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電子データにより勤務先に提供できるよう手当てされました。

③ 住宅ローン控除証明書及び年末残高等証明書の電子データによる提供

従業員が、②の改正により住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電子データにより勤務先に提供する場合には、住宅ローン控除証明書又は年末残高等証明書に記載すべき事項が記録された情報で一定の要件を満たすものを、その住宅ローン控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより勤務先に提供できるよう手当てされました。

※ 「一定の要件を満たすもの」とは、控除証明書等の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものをいいます。

第2章 年末調整手続の電子化に向けた準備【勤務先】



〔問2－1〕 年末調整手続を電子化するためには、勤務先はどのような準備をすればよいですか。【令和3年6月更新】

〔答〕 年末調整手続を電子化するために勤務先が行うべき具体的な対応は以下のとおりです。

① 電子化の実施方法の検討

年末調整手続の電子化に当たり、従業員が使用する年末調整申告書作成用のソフトウェア（年調ソフトや民間のソフトウェア会社が提供するソフトウェア等）の選定、電子化後の年末調整手続の事務手順をどうするかなどを検討します。

② 従業員への周知

従業員から年末調整申告書及び控除証明書等について電子データにより提供を受けるに当たり、法令上は事前に従業員から同意を得る必要はありません。

しかし、電子化に当たっては、従業員においても、保険会社等から控除証明書等データの交付を受けるための手続など、事前準備が必要であることから、電子化する際には従業員への早期の周知が必要となります（[第3章](#)参照）。

また、①で決定した、従業員が使用する年末調整申告書作成用のソフトウェアや事務手順について周知する必要があります。

なお、従業員から控除証明書等データの取得方法について問合せがあった場合は、マイナポータル連携を利用するか、その従業員が契約している保険会社等のホームページ等で確認するよう周知願います。

③ 給与システムの改修等

従業員が提供する年末調整申告書データや控除証明書等データをご利用の給与システム等にインポートし、年税額等の計算を行うため、給与システムの改修等を行います（詳細については現在ご利用の給与システム等のソフトウェア会社へお問い合わせください。）。

なお、従業員から年末調整申告書及び控除証明書等を電子データにより提供を受けるためには、電磁的方法による提供を受けるために必要な措置及び電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置が必要となります。

[問2－2] 従業員が使用する年末調整申告書作成用のソフトウェアにはどのようなものがありますか。また、使用料はかかりますか。【令和3年6月更新】

[答] 従業員が使用する年末調整申告書作成用のソフトウェアとして、国税庁から「年調ソフト」をパソコン、スマートフォンの公式アプリストア等（[\[問5－6\]](#) 参照）にて無償で提供しています。

また、民間のソフトウェア会社が提供する年末調整申告書作成用のソフトウェアを使用いただくことも可能ですが、その場合の使用料金等については各ソフトウェア会社にお問合せください。

[問2－3] 年末調整手続を電子化することについて、従業員への周知はいつ頃まで行っておく必要がありますか。

[答] 従業員がマイナンバーカードを取得するための期間や、民間送達サービスの開設のために要する期間を考慮すると、年末調整手続電子化の初年度においては、年末調整の時期のおおむね2か月前には周知していただいたほうがよいと考えられます（[\[問4－4\]](#) 及び [\[問4－8\]](#) 参照）。

[問2－4] 従業員が利用する年末調整申告書作成用のソフトウェアが国税庁から提供されると聞きました。給与システム等についても国税庁から提供されないのですか。【令和2年11月更新】

[答] 給与システム等については、既に勤務先には様々な機能を持ったシステムが導入されているものと承知しておりますので、国税庁から提供する予定はありません。

なお、ご利用の給与システム等が年調ソフトから出力された年末調整申告書データ及び控除証明書等データを利用できるかについては、ご利用の給与システム等を開発しているソフトウェア会社にご確認願います。

〔問2－5〕 税務署への申請は必要ですか。【令和3年6月更新】

〔答〕 年末調整手続を電子化する場合、従業員から提供された年末調整申告書を電子データで受領することとなります。電子データを受領するに当たっては、従来は事前に税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要がありました。令和3年4月1日以降に従業員からデータで年末調整申告書を受領する場合は、申請が不要となりました。

ただし、従業員から年末調整申告書及び控除証明書等を電子データにより提供を受けるためには、電磁的方法による提供を受けるために必要な措置及び電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置が必要となります。

〔問2－6〕 【令和3年6月削除】

〔問2－7〕 【令和3年6月削除】

〔問2－8〕 【令和3年6月削除】

[問2－9] 年末調整申告書をデータで提供を受けるための「一定の要件」として、「電磁的方法による提供を受けるために必要な措置」及び「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置」が必要だとのことですが、具体的にはどのようなものですか。【令和5年10月更新】

[答] 年末調整申告書をデータで提供を受けるための一定の要件とは、以下の二つの措置をそれぞれ講ずることです。

① 電磁的方法による提供を受けるために必要な措置

「電磁的方法による提供を受けるために必要な措置」とは、従業員から電子データの提供を受けるための方法を定めておくことであり、具体的には以下のいずれかの方法を定めておく必要があります。

- イ 勤務先にインターネット経由のメール等で送信する
- ロ U S B メモリ等に保存して勤務先に提供する
- ハ (社内 L A N などで) 勤務先と作成者である従業員のみアクセスが可能な領域に年末調整申告書データを保存する

ニ 社内 L A N にログインし、メール等で送信する

なお、イまたはロにより提出する場合は、提出データに電子署名を付す又はパスワードを設定する必要があります。

② 電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置

「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置」とは、提出された電子データが従業員本人から提出されたことが確認できるよう担保しておくことであり、以下のいずれかの措置をいいます。

- イ 従業員が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて勤務先に送信する措置

マイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書に記録された電子署名及び電子証明書を利用することができます。

- ロ 従業員が、勤務先から通知を受けた識別符号（I D）及び暗証符号（パスワード）を用いて、勤務先に申告書情報を送信する措置

具体的には年末調整申告書データそのものにパスワードを付す場合のほか、社内 L A N 等に従業員個別の I D、パスワードでログインし、その従業員のみに割り当てられた電子メールアドレスから送信する場合等も含まれます。

また、上記のほか以下の対応が必要となります。

- ・ 従業員が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置
- ・ 従業員が電磁的方法による提供を行う際に、勤務先がその者を特定することができるための措置
- ・ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置

〔問2-10〕 当社においては、従業員各自の「社員ページ」を設けており、従業員はそのページから人事・給与等の申請を行っています。年末調整に関する年末調整申告書についても従業員にこの「社員ページ」を通じて提出することを考えていますが、この場合は問2-9にある「一定の要件」を満たしているといえるのでしょうか。

〔答〕 ご質問の「社員ページ」が勤務先から支給されたID・パスワード等でログインし、各従業員に利用されているものであれば、[〔問2-9〕](#)の答における、「①ニ」及び「②ロ」の方法にそれぞれ該当することとなりますので、「一定の要件」を満たしているということができます。

〔問2-11〕 当社においては、従業員各自の「社員ページ」を設けており、従業員はそのページから人事・給与等の申請を行っています。年末調整手続を電子化するためシステム改修すべき点について教えてください。

〔答〕 既に年末調整申告書について電子化されているということであれば、改修すべき点としては、①控除証明書等データを取り込んで、②このデータを年末調整申告書の内容と突合する機能を追加することが挙げられ、それにより、利便性を高めることができます。

控除証明書等データの取込方法としては、従業員が保険会社のホームページからダウンロード等したデータをアップロードさせるか、マイナポータル連携により自動的に取り込む方法があります。マイナポータル連携を行うためのシステム改修については[〔問4-12〕](#)をご確認ください。

なお、取り込むべき控除証明書等データのフォーマットにつきましては、順次 e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/shiyo/shiyo-kojo.htm>) に掲載しています。

〔問2-12〕 【令和3年6月削除】

〔問2-13〕 年末調整関係書類をデータで提供させるに当たり、従業員から事前に承諾等を受けておく必要はありますか。【令和3年6月更新】

〔答〕 年末調整関係書類をデータで提供させるに当たって、従業員から事前に承諾等を受けておく必要はありません。

(参考)

源泉徴収票や給与明細について電子データにより交付する場合は、事前に従業員の承諾を受ける必要があります。

〔問2-14〕 書面の扶養控除等申告書や保険料控除申告書は提出の際に従業員に押印するよう求めていましたが、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電子データによる提供を受ける場合に、従業員に押印に代わる手続を求める必要はありますか。【令和2年7月更新】

〔答〕 従業員から電子データによる提供を受ける場合には、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置」を講ずる必要があります（[〔問2-9〕](#) 参照）。

具体的には、作成した年末調整申告書データに、作成者（従業員）の電子署名を付す又はパスワードを設定して提出することとなります。

〔問2-15〕 次のような方法も電子データによる提供に該当しますか。【令和3年6月更新】

- ・ エクセルシートやPDFファイルに必要事項を入力し、勤務先に送信すること
- ・ 手書きで扶養控除等申告書や保険料控除申告書を作成し、それをスキャナーで読み込んだデータを勤務先に送信すること

〔答〕 ご質問の方法については、法令上はいずれも「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置」（[〔問2-9〕](#) 参照）を講ずることで、電子データによる提供に該当することとなります。これらの方法では控除証明書等データを利用した申告書への自動入力ができないほか、勤務先側でも記載内容の確認事務の削減につながらないなどのデメリットがあります。

なお、国税庁が提供する「年調ソフト」（第5章参照）においては、年末調整申告書のPDFファイルを作成することができますが、年調ソフトでは当該PDFファイルに対し、「電子的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置」を講ずることはできません。あくまで書面印刷して提出するためのファイルです。

〔問2-16〕 電子データにより提供を受けた年末調整関係書類はいつまで保存する必要がありますか。

〔答〕 電子データにより提供を受けた年末調整関係書類は、書面によるものと同様、税務署長から提出を求められた場合を除いて、その提出期限の属する年の翌年1月10日から7年間保存する必要があります。

[問2-17] 従業員の控除証明書を電子化することですが、当社で契約している団体扱い保険についても電子化できるのですか。【令和5年10月更新】

〔答〕 団体扱い保険については、以下の手続きを経ることで、従業員が年調ソフトに取り込むことが可能となります。

① 団体扱い保険支払情報のデータ取得

ご契約の保険会社に対して、団体扱い保険支払情報をデータで発行してもらうよう依頼します。

② 年調ソフト管理者機能へ取り込み、エクスポート

「年調ソフト」を入手し、「管理者メニュー」の「団体扱保険ファイルの変換」※¹を選択し、保険会社から受領した団体扱い保険支払情報のデータを取り込みます。

③で使用するデータが作成されますので、適宜の場所に保存します。

次に、保存した③で使用する電子的控除証明書（XML）作成用のデータについては、「契約者」の項目に、「氏名コード」が出力されていますので、その「氏名コード」を「従業員の氏名」に変換します。

なお、「氏名コード」の「従業員の氏名」への変換は、事前に、一定のルールに則って作成した「氏名コードと氏名の紐づけデータ」※²を、「管理者メニュー」の「氏名コード変換 CSV ファイルのインポート」機能を利用し「年調ソフト」に取込んでおくことで、自動化することができます（「氏名コード」の「従業員の氏名」への変換が不要となります）。

※1 「団体扱保険ファイルの変換」機能では CSV ファイル、DAT ファイル、TXT ファイルを扱うことができます。

※2 「氏名コードと氏名の紐づけデータ」の作成方法については、国税庁ホームページに掲載している操作マニュアルをご確認ください。

③ 「電子的控除証明書等作成用ソフト」へのインポート、電子署名の付与

「電子的控除証明書等作成用ソフト」を e-Tax ホームページから入手し、②のデータをインポートします。次に、支払情報の確認として給与担当者等の電子署名を付与して、控除証明書等データを作成します。

電子署名の種類としては給与担当者のマイナンバーカードなどが利用できます。

「電子的控除証明書等作成用ソフト」は以下の URL からダウンロードできます。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/download/kojosoft-download.htm>

④ 従業員への配付

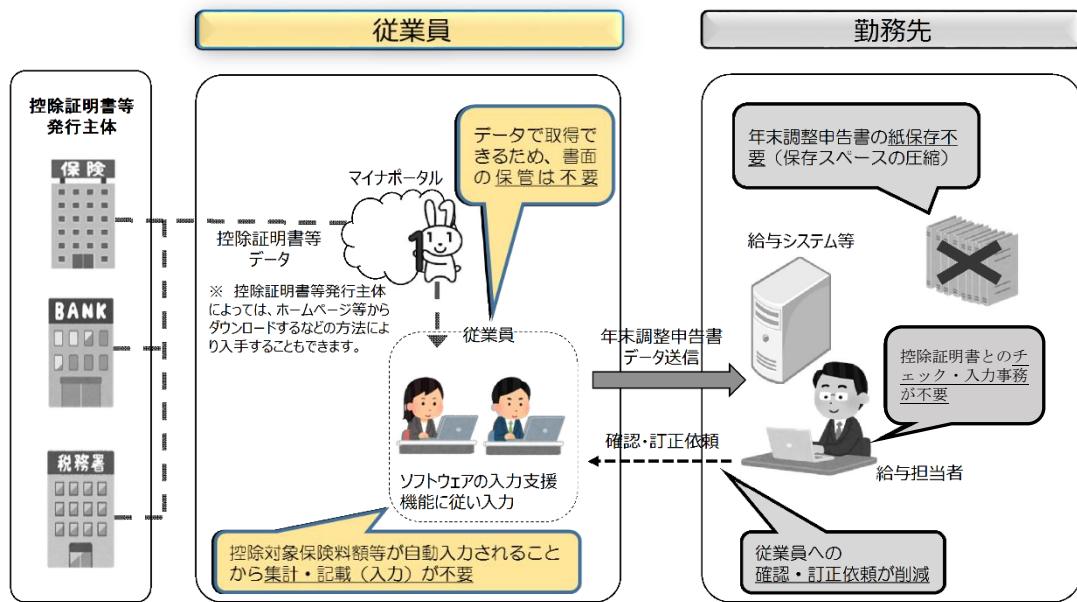
③で作成した控除証明書等データを各従業員に配付します。

[問2-18] 年調ソフトから印刷した年末調整申告書について、国税庁ホームページに掲載している様式と大きく異なるのですが、紙を原本とした場合に、この印刷した申告書を保存すればよいのでしょうか。【令和3年6月追加】

[答] ご質問のとおり、年調ソフトで作成した年末調整申告書をPDFで出力すると、国税庁が公表している様式とは異なる形式で印刷されます。

しかし、年調ソフトから出力された年末調整申告書についても、法律で定められた記載事項につきましては網羅されておりますので、これを保管していれば問題は生じません。

第3章 年末調整手続の電子化に向けた準備【従業員】



[問3－1] 年末調整手続を電子化すると、何がどのように変わるのでですか。

[答] 電子化した場合の従業員側の年末調整事務は、以下のとおりとなります。

- 保険会社等から書面（ハガキ等）で交付される年末調整や確定申告で利用する控除証明書等を、電子データにより受領します。
- 交付を受けた控除証明書等データを年末調整申告書作成用のソフトウェア等に取り込み、年末調整申告書データを作成します。
- 作成した年末調整申告書データ及び控除証明書等データを勤務先へ提供します。

[問3－2] 勤務先における年末調整手続が電子化されるため、年末調整申告書及び控除証明書等について電子データで提供するよう指示がありました。従業員にとってどんなメリットがありますか。【令和3年6月更新】

[答] 年末調整申告書及び控除証明書等について電子データで提供するためには、保険会社等から交付を受けた控除証明書等データを年末調整申告書作成用のソフトウェア等に取り込み、年末調整申告書データを作成することになります。

電子化した場合、以下のようなメリットがあります。

- 控除証明書等データの情報が年末調整申告書に自動で転記されるため、記載の手間を省略することができます。
- 控除額が自動計算されることとなり、計算誤りのない年末調整申告書データを作成できます。
- 作成した年末調整申告書データはメール等で送信できるため、テレワークなどの場合でも年末調整申告書の郵送等が必要ありません。
- 翌年以降の年末調整手続において、前年の年末調整申告書データを利用するこにより、従業員やその扶養親族の住所、氏名、生年月日等の入力を省略することができます。

なお、マイナポータル連携（[第4章参照](#)）を利用することにより、複数の控除証明書等データを一度の処理で取得することが可能となります。

[問3－3] 年末調整手続を電子化するためには、従業員はどのような準備をすればよいですか。【令和2年11月更新】

[答] 年末調整手続を電子化するために従業員が行うべき具体的な準備は以下のとおりです。

① 年末調整申告書作成用のソフトウェアの取得

保険会社等から取得する控除証明書等データを利用して年末調整申告書データを作成するための年末調整申告書作成用のソフトウェア（年調ソフトや民間のソフトウェア会社が提供するソフトウェア等）を取得します（利用する年末調整申告書作成用のソフトウェア等については勤務先からの指示に従ってください。）。

② 控除証明書等データの取得

保険会社等のホームページ等から、控除証明書データを取得します。（具体的な取得方法は保険会社等により異なります。）。

なお、マイナポータル連携（[第4章参照](#)）を利用することにより、複数の控除証明書等データを一度の処理で取得することが可能となります。

※ マイナポータル連携を利用して複数の控除証明書等データを取得する場合は、事前にマイナポータルからの取得のための設定をしておくことで、年末調整申告書データの作成中に、民間送達サービスに送達された複数の控除証明書等データを一括取得することが可能となります（マイナポータル連携の利用については[\[問4－4\] 参照](#)）。

〔問3－4〕 パソコンを持っていませんが、年末調整申告書を電子データで提供できますか。【令和5年10月更新】

〔答〕 年末調整関係書類の作成に当たって使用する年調ソフトについては、スマートフォン版（Android、iOS）がありますので、スマートフォンをお持ちであれば年末調整申告書及び控除証明書等を電子データで提供できます。

なお、マイナポータル連携（[第4章参照](#)）を利用する場合及び、勤務先からの指示に基づき、提出する控除申告書データにマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を利用した電子署名を付す場合は、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンまたはスマホ用電子証明書を搭載可能なスマートフォンが必要となります。

〔問3－5〕 年末調整申告書の電子データによる提供は、いつから利用できるようになったのですか。【令和3年6月更新】

〔答〕 平成30年度税制改正により、令和2年10月以降、控除証明書等データを年末調整申告書データに添付して勤務先に提供できるよう手当てされています。

なお、実際にいつから勤務先に提供するようになるかについては、勤務先にお問い合わせください。

〔問3－6〕 年末調整手続を電子化するためには、従業員はいつごろから準備をすればよいですか。【令和5年10月更新】

〔答〕 マイナポータル連携を利用し、控除証明書等データを取得するためにはマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォンが必要です。マイナンバーカードの取得については交付申請から交付通知書（市区町村がマイナンバーカードの交付の準備ができた旨をお知らせする通知書）を発送するまで概ね1か月間となっています（マイナンバーカード総合サイトより）。スマホ用電子証明書の取得については、申請がおおむね8：00～19：30（平日・土日祝日とも）の場合は数分後、それ以外の時間帯の申請の場合は、おおむね翌8：00以降となっています（マイナポータル総合サイトより）。

マイナポータル連携を利用しない場合は、マイナンバーカードの取得などの事前準備は必要ありませんので、勤務先から指示があつてからの対応で十分と考えられます。

[問3－7] 勤務先から、年末調整手続を電子化するため、年末調整申告書及び控除証明書を電子データで提供するよう言われました。年末調整申告書データはどのように作成すればよいですか。【令和3年6月更新】

[答] 年末調整申告書データは年末調整申告書作成用のソフトウェアを利用して作成しますが、どのソフトウェアを利用するか及びその入手方法等については勤務先にお問合せください。

なお、国税庁では、勤務先に提出するための年末調整申告書データを作成することができる年調ソフトを提供しています（[第5章参照。](#)）。年調ソフトを利用して作成するよう勤務先から指示があった場合は、公式アプリストア等から年調ソフトをダウンロードし、画面の案内に従って年末調整申告書データを作成してください。

[問3－8] 保険会社等が交付する控除証明書等の電子データはどのようにして受け取るのですか。【令和5年10月更新】

〔答〕 保険会社等から控除証明書等を電子データにより受け取る方法は、以下のとおりです。どの方法でも取得できる控除証明書等データの内容は同じです。

① マイナポータル連携により取得する方法

年末調整申告書データを作成している途中で、マイナポータル連携（[第4章参考](#)）を利用して、控除証明書等データを一括で取得する方法です。マイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォンが必要となります。必要な控除証明書等データをまとめて取得し、年末調整申告書データに控除証明書等データの内容を自動反映できるので、年末調整申告書の作成がより簡便になります。

なお、保険会社等によってはマイナポータル連携に対応していない場合もありますので、国税庁ホームページでご確認願います。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

② 保険会社等の「お客様ページ」等から取得する方法

ご契約の保険会社等のホームページ等における、「お客様ページ」等から控除証明書等データをダウンロードすることが可能な保険会社もあります。

この方法の場合、マイナンバーカード等は必要ありませんが、ご契約の保険会社等が複数ある場合、各保険会社等の「お客様ページ」等から控除証明書等データをダウンロードして保存し、年末調整申告書データ作成の際に作成用のソフトウェアにインポートする必要があります。

控除証明書を電子データで交付している生命保険会社及び地震保険を扱っている損害保険会社については、令和4年10月時点の一覧を国税庁ホームページに公表しています。なお、最新の情報については、ご契約の保険会社等のホームページ等でご確認願います。

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_06.htm

③ 国民年金保険料の控除証明書を個別に取得する方法

国民年金保険料の控除証明書データについて、マイナポータル連携（年調ソフト等のソフトウェアを用いて複数の控除証明書を一括取得する方法）を使用せず、個別に取得する場合は、マイナポータルの「お知らせ」で受け取れます。

なお、マイナポータルの利用方法については、マイナポータル（外部リンク）にある「メニュー」から「使い方」を選択していただき「操作マニュアル」をご覧ください。

[問3-9] 指除証明書等を電子データで交付してもらうためには、保険会社等に対してどのような手続が必要ですか。【令和2年11月更新】

[答] マイナポータル連携により指除証明書等データを取得する場合、保険会社等と民間送達サービスの連携設定を行っていただく必要がありますが、手続の詳細については、年末調整の時期になりましたら、ご契約の保険会社等のホームページ等でご確認願います（[\[問4-4\]](#) 及び [\[問4-8\]](#) 参照）。

マイナポータル連携を利用しない場合の指除証明書等データの取得についても、ご契約の保険会社等のホームページ等でご確認願います。

[問3-10] 私が契約している保険会社等は指除証明書等の電子データ交付に対応していますか。【令和4年10月更新】

[答] 指除証明書等の電子データによる交付の対応時期は、ご契約の保険会社等によって異なりますので、ご契約の保険会社等のホームページ等でご確認願います。

なお、指除証明書を電子データで交付している生命保険会社及び地震保険を扱っている損害保険会社については、一覧を国税庁ホームページに公表しています。

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_06.htm

また、マイナポータル連携に対応している保険会社等についても、国税庁ホームページに公表しています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

[問3-11] 勤務先の年末調整手続が電子化されることにより、保険料控除証明書を電子データで取得し、年末調整申告書を電子データで提供するよう指示があったため調べたところ、私が契約している保険会社が保険料控除証明書の電子データ交付に対応していなかったのですが、どうしたらよいですか。

[答] あなたが契約している保険会社が保険料控除証明書の電子データ交付に対応していない場合には、これまでどおり書面の保険料控除証明書のみが交付されます。

書面の保険料控除証明書のみが交付された場合、その書面の保険料控除証明書に記載された内容を、年末調整申告書作成用のソフトウェアへ手入力して保険料控除申告書データを作成し、勤務先に提供してください。

なお、入力した書面の保険料控除証明書については、その保険料控除申告書データの提出の際に、勤務先に提出又は提示する必要があります。

[問3-12] 税務署から発行される住宅ローン控除証明書を電子データで取得する場合に必要な手続きはありますか。【令和3年6月更新】

〔答〕 年末調整において住宅ローン控除を受ける場合には、居住開始年分の確定申告において住宅ローン控除の適用を受ける必要があります。

住宅ローン控除証明書を電子データで取得するためには、居住開始年分の確定申告について、e-Taxにより提出すること、及び提出の際に翌年分以降の住宅ローン控除証明書については、e-Taxによる電子データでの交付を希望することが必要となります。※

上記の手続を行っていただいた方については、翌年以降、住宅ローン控除証明書データをe-Taxのメッセージボックスを通じて取得することができるようになります。また、住宅ローン控除証明書データについては、マイナポータル連携により取得することもできます。

なお、居住年が平成30年以前の場合には、勤務先に電子データにより提供することはできませんのでご留意ください。

※ 当初の確定申告の際にe-Taxによる電子データでの交付を希望していなかった場合でも、所轄の税務署長あて「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書」を提出することにより、電子交付を受けることが可能となる場合があります。

[問3-13] 年末調整において生命保険料控除と小規模企業共済等掛金控除（iDeCo）の適用を受けようと考えています。生命保険料の控除証明書は電子データで取得できたのですが、「小規模企業共済等掛金払込証明書」が書面で届きました。全ての控除証明書が電子データで届かなければ、保険料控除申告書を電子データで提供することはできないのですか。

〔答〕 控除証明書の一部が書面で交付された場合にも、保険料控除申告書を電子データで勤務先へ提供することは可能です。

ご質問の場合は、生命保険料控除証明書は保険料控除申告書とともに電子データで提供し、小規模企業共済等掛金払込証明書は別途書面により勤務先に提出又は提示することとなります。

また、同様に、生命保険料控除証明書について、一部の生命保険料控除証明書については電子データで、残りの生命保険料控除証明書については書面で交付されている場合には、データで取得した保険料控除証明書は年調ソフト等にインポートし、書面の生命保険料控除証明書については手入力して保険料控除申告書データを作成することができます。

〔問3-14〕 保険会社等から保険料控除証明書等が書面で送られてきたのですが、これをスキャナーで読み込む等によりデータ化したものを勤務先に原本として提供することはできますか。【令和3年6月更新】

〔答〕 書面の控除証明書等をスキャンする等によりデータ化したものは勤務先に電子データ（原本）として提供することはできません。

控除証明書等データの勤務先への提供とは、法令上、①証明書に記載すべき事項が記録された情報で、②発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを電子データにより提供することです。

ご質問のケースは、このうち②の要件を満たさないため、勤務先に電子データとして提供することはできません。従来どおり、保険会社等から交付を受けた書面の控除証明書等を提出又は提示する必要があります。

〔問3-15〕 保険会社等から控除証明書等について電子データで交付を受けたのですが、勤務先から年末調整申告書を従来どおり書面で提出するよう指示がありました。この場合、受領した控除証明書等データはどのように提出することになるのでしょうか。

〔答〕 控除証明書等を電子データで提供することができるのは、勤務先に年末調整申告書をデータで提供が可能な場合に限られますので、年末調整申告書を書面で提出する場合は、控除証明書等を電子データで勤務先に提供することはできません。

この場合は、保険会社等から受領した控除証明書等データを、e-Tax ホームページにある、「QR コード付証明書等作成システム」を利用して「QR コード付控除証明書」を作成の上、書面で出力し、勤務先に提出又は提示してください。

〔問3-16〕 私が加入している生命保険は年払い契約となっており、毎年12月に年間の保険料を支払っています。これまで保険会社から送付される「支払予定額のお知らせ」というハガキをもとに保険料控除申告書を作成していましたが、この「支払予定額のお知らせ」についても電子化されるのでしょうか。

〔答〕 年払い契約の保険などで、控除証明書作成時点（おおむね9月頃）ではまだ保険料の支払時期が到来していないものについては、年末調整の時期に保険会社から「支払予定額のお知らせ」といった通知があり、支払時期到来後に保険料控除証明書が送付されていると思います。

お尋ねの「支払予定額のお知らせ」は電子化の対象とされていないことから、年末調整申告書の提出期限までに保険料の支払時期が到来せず、保険料控除証明書がデータ取得できなかった場合は、その「支払予定額のお知らせ」に基づき保険料の額等について年調ソフト等に手入力していただく必要があります。

[問3-17] 私は自己が所有する住宅に居住し、その一部を他人に賃貸しています。地震保険料についてはこの賃貸部分も含めて加入しているため、毎年地震保険料控除証明書に記載された証明額を按分し、減額して記載しています。年末調整が電子化された場合、どのように申告すればよいですか。

[答] 地震保険などで、自己の居住用でない部分を含めた金額で証明書が発行されている場合は、控除証明書等データについても同様に発行される場合があります。この場合は、該当する控除証明書等データを年調ソフト等にインポートした後に、自動入力された金額欄について、手入力で按分後の金額に修正してください。

[問3-18] 団体扱い保険に係る控除証明書についても、電子データにより交付されますか。【令和3年6月更新】

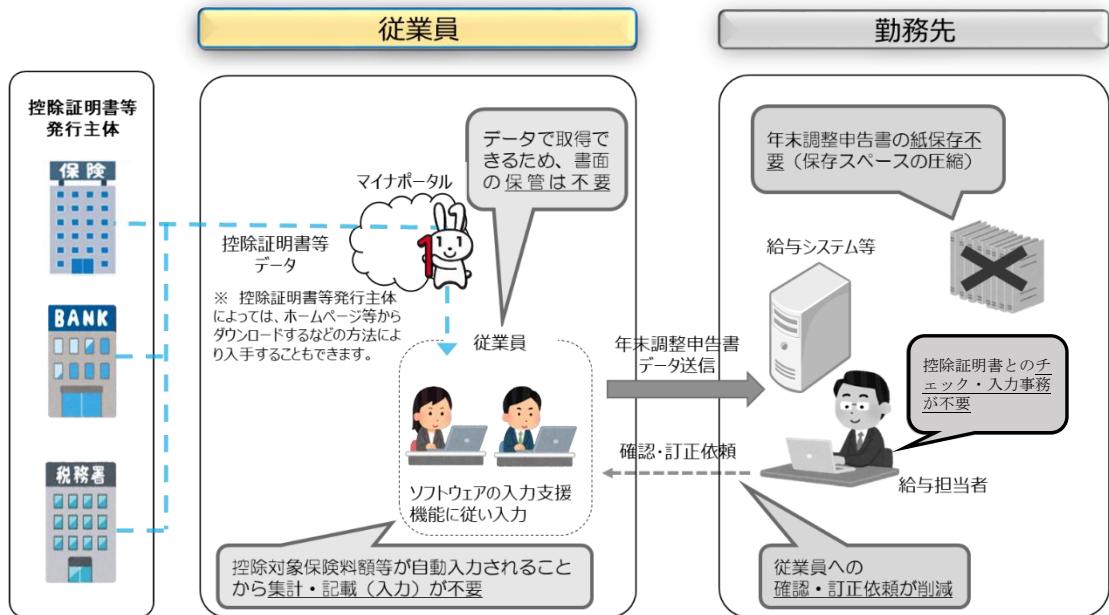
[答] 団体扱い保険の保険料についてマイナポータル連携で利用できる控除証明書等データが発行できるかについては、ご契約の保険会社等によりますので、ご確認願います。

また、勤務先が、保険会社から受領した団体扱い保険支払情報のデータを、年調ソフトの管理者機能を利用して、各従業員が「年調ソフト」で取り込める控除証明書等データへ変換し配付する場合もあります〔[問2-17 参照](#)〕。その場合は、当該控除証明書等データを「年調ソフト」に取り込むことができるようになります。

(参考1) 団体扱い保険については、書面の保険料控除証明書は発行されないのが通常ですので、これまで支払保険料の額を保険料控除申告書に記載（入力）し、勤務先の確認を受ける方法で保険料控除を適用することができました。

(参考2) 勤務先によっては、既に団体扱い保険料の支払金額について保険会社から電子データで連絡を受けており、年末調整の際にあらかじめ保険料控除申告書等に反映させている場合もあります。

第4章 マイナポータル連携



〔問4－1〕 マイナポータル連携とは何ですか。【令和2年7月更新】

[答] マイナポータル連携とは、従業員が年末調整申告書データの作成中に保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータルから自動取得する機能のことです。

なお、年調ソフト（[第5章参照](#)）を利用した場合は、マイナポータル連携により取得した控除証明書等データの内容を、年末調整申告書に自動入力することが可能です。

〔問4－2〕 マイナポータルから控除証明書等データを取得することですが、マイナポータルとは何ですか。

[答] マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てに関する行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

詳しくは、デジタル庁ホームページの「マイナポータル (<https://myna.go.jp>)」をご覧ください。

[問4－3] マイナポータル連携により控除証明書等データを取得するメリットは何かですか。

[答] マイナポータル連携により控除証明書等データを取得するメリットは、以下のとおりです。

- ・ マイナポータルにアクセスし、複数の控除証明書等データを一括で取得することが可能
- ・ 一括で取得した控除証明書等データの内容が、年末調整申告書の該当項目に自動で転記され、控除額が自動計算されるため、効率的に年末調整申告書を作成することが可能

(注) 控除証明書等データは、マイナポータル連携により自動取得する方法のほか、従業員が、ご契約の保険会社等のホームページの「お客様ページ」(保険会社等によって名称は異なります。)にそれぞれログインし、ダウンロードして取得するなどの方法もあります(具体的な取得方法は保険会社等により異なります。)。

ダウンロードして取得した場合は、年末調整申告書作成用のソフトウェアに、取得した控除証明書等データをインポートすることで、控除額を自動計算することができます。

[問4－4] 指定証明書等データをマイナポータル連携で取得するための準備について教えてください。【令和5年10月更新】

〔答〕 マイナポータル連携により、指定証明書等データを自動取得するためには以下の準備が必要となります。なお、①のスマホ用電子証明書の登録手続及び②から④の登録手續等は、翌年以降は不要です。

また、案内に沿って進めることで、本準備を完了できる「年末調整の事前準備」ページを、マイナポータルを開設（令和5年10月4日）しております（https://myna.go.jp/html/yearendadj_guide.html）。

① マイナンバーカードの取得及び読み取り機器またはスマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォンの準備

マイナポータル連携のためには、マイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書が必要です。また、マイナンバーカードを読み取るためには、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォン等が必要です。

マイナンバーカードに対応したスマートフォンについては、公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp>）をご覧ください。

スマホ用電子証明書を利用するためには、マイナポータルアプリによる証明書の登録が必要です。スマホ用電子証明書に対応したスマートフォンについては、マイナポータル（<https://myna.go.jp>）をご覧ください。

② マイナポータルの開設（ICカードリーダライタ又は対応スマートフォンを利用）

マイナポータルにアクセスし、利用者登録をします。具体的な開設方法についてはマイナポータル（<https://myna.go.jp>）をご確認ください。

③ マイナポータルと民間送達サービスの連携

マイナポータルの、「もっとつながる」から、民間送達サービスのアカウントを開設します（[\[問4－8\]](#) 参照）。

④ 保険会社等と民間送達サービスの連携設定

ご契約の保険会社等のサイトから保険の証券番号等の入力などを行い、またマイナンバーカードを利用することにより、指定証明書等データが民間送達サービスに届くように設定します（具体的な方法については保険会社等や民間送達サービスにより異なります。）。

[問4－5] マイナンバーカードの取得方法やマイナポータルの開設、スマホ用電子証明書の申請はどのように行うのですか。【令和5年10月更新】

〔答〕 マイナンバーカードの取得方法については、「マイナンバーカード総合サイト」（<https://www.kojinbango-card.go.jp/kojinbango/>）をご覧ください。

また、マイナポータルの開設方法及びスマホ用電子証明書の申請については、「マイナポータル」（<https://myna.go.jp>）をご覧ください。

[問4－6] パソコン版の年調ソフトでマイナポータル連携をするためにはマイナンバーカードとICカードリーダライタが必要ですか。

[答] パソコン版の年調ソフトでマイナポータル連携をするためにはマイナンバーカードとICカードリーダライタを持っていことが必須となります。

[問4－7] マイナポータル連携はスマートフォン版の年調ソフトでも利用可能ですか。【令和5年10月更新】

[答] マイナポータル連携を実施できるかどうかについては年末調整申告書作成に用いる各ソフトウェアの仕様によるほか、ご使用のスマートフォンがマイナンバーカードの読み取り可能なものであるか、スマホ用電子証明書の搭載が可能なものである必要があります。

なお、年調ソフトのスマートフォン版についてはマイナポータル連携のための機能があるので、ご使用のスマートフォンがマイナンバーカードの読み取り可能なものであるかスマホ用電子証明書が搭載可能なものであれば、マイナポータル連携を利用することができます。

マイナンバーカードの読み取り可能なスマートフォンについては、公的個人認証サービスポータルサイト(<https://www.jpki.go.jp>)でご確認いただけます。

スマホ用電子証明書が搭載可能なスマートフォンについては、マイナポータル(<https://myna.go.jp>)でご確認いただけます。

[問4－8] 民間送達サービスとはどのようなものですか。【令和2年11月更新】

[答] 民間送達サービスとは、民間企業が提供している、インターネット上に自分専用のポストを作り、自分宛のメッセージやレターを受け取ることができるサービスのことです。

あらかじめ受取人が本人確認を行い、差出人を登録して特定のお知らせを受け取ることができます。

利用者は、自身が利用するマイナポータルと民間送達サービスを連携させることで、マイナポータルを窓口として民間の送達サービスを利用することができます。

※ 民間送達サービスは、マイナポータルの「もっとつながる」から開設することができます。保険会社等への登録方法については、保険会社等や民間送達サービス事業者により異なりますので、保険会社等や民間送達サービス事業者のホームページ等をご確認ください。

[問4-9] 年調ソフトを利用してマイナポータル連携する際の手順を教えてください。【令和5年10月更新】

[答] 年調ソフトにおけるマイナポータル連携の手順は以下のとおりです。

- ① 年調ソフトを起動し、従業員が本人の氏名、住所等を入力
- ② 「証明書電子データのインポート」画面から、「証明書の電子データをインポートする」を選択し、「マイナポータルから取得」を選択
- ③ マイナポータルへの認証画面が表示されるため、4桁の暗証番号（マイナンバーカード受領の際に設定したもの、もしくはスマホ用電子証明書の申請時に設定したもの）を入力の上、マイナンバーカードを利用する場合はマイナンバーカードをセット
- ④ 画面の案内に従い、表示された一覧から必要な電子データを選択して取得指示
- ⑤ 取得結果画面に4桁の「取得用コード」が表示されるため、年調ソフトに「取得用コード」を入力
- ⑥ 取得用コード入力後、「証明書電子データのインポート」画面に取得した証明書データが表示されていることを確認
- ⑦ 画面下部の「実行」を押下

これらの手順で、取得した控除証明書等データが年調ソフトに自動入力されます。

※ 民間のソフトウェア会社が提供する年末調整申告書作成用のソフトウェアの場合、手順が異なることがありますので、ご利用の年末調整申告書作成用のソフトウェアのマニュアル等をご確認ください。

[問4-10] マイナポータル連携を利用することによるマイナンバーの流出のおそれはないですか。

[答] マイナポータル連携に当たっては、マイナンバーカードの情報を利用して控除証明書等データを取得しますが、マイナンバーそのものを利用するわけではありませんので、マイナンバー流出のおそれはありません。

〔問4-11〕 私は毎年の年末調整で、生計を一にしている配偶者が契約者となっている生命保険に係る保険料について保険料控除申告書に記載してきたのですが、配偶者名義の控除証明書等データについてマイナポータル連携で取得し、自動入力することはできるのでしょうか。【令和5年10月更新】

〔答〕 生計を一にする配偶者等が契約者となっている生命保険に係る保険料等であっても、法律上の要件を満たしていれば控除の対象とすることができます。

この場合の配偶者等の控除証明書等データの取得方法は以下のとおりです。

- ① 配偶者が自身のマイナポータルにログインし、あなたを「代理人」とする設定を行います（設定の際にはあなたのマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンも必要となります。）。
- ② あなたが年調ソフト等で年末調整申告書を作成中に「マイナポータル連携」を実行すると、あなた自身の控除証明書等データを取得するか、被代理人（この場合は配偶者）の控除証明書等データを取得するかを選択する画面が表示されます。
- ③ 被代理人を選択し、あなたのマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を利用してマイナポータル連携を行い、配偶者の控除証明書等データを取得します。その後、もう一度マイナポータル連携を起動し、今度はあなた自身の控除証明書を取得することを選択し、控除証明書等データを取得してください。

〔問4-12〕 当社においては、従業員各自の「社員ページ」を設けており、従業員はそのページから人事・給与等の申請を行っています。従業員にマイナポータル連携により控除証明書等データを取得させるためにはどのようなシステム改修が必要となりますか。【令和2年11月更新】

〔答〕 自社システム等でマイナポータル連携を行うためには、自社システム等から、国税庁の「マイナポータル等連携プラットフォーム」に接続する機能を設ける必要があります。

マイナポータル等連携プラットフォームは、マイナポータルに集約された情報のうち、税の申告に必要となる情報を抽出する機能等を有しており、自社システムから直接マイナポータルに接続するのに比べ、自社システム等の改修規模を抑えることができます。

マイナポータル等連携プラットフォームへの接続方法については国税庁ホームページに情報を掲載しています。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp_question/kaikei_question/api/about.htm

〔問4-13〕 マイナポータルを見ると、民間送達サービスは2社あるのですが、どちらを開設すればよいのですか。【令和3年10月更新】

〔答〕 令和3年10月現在、民間送達サービスは日本郵便株式会社の「MyPost」と株式会社野村総合研究所の「e-私書箱」があり、保険会社等によって利用している民間送達サービスが異なります。

国税庁ホームページにおいて、マイナポータル連携に対応する保険会社等の一覧と、当該保険会社等が利用している民間送達サービスを公表しています。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

〔問4-14〕 マイナポータル連携の利用時間を教えてください。【令和2年11月追加】

〔答〕 マイナポータル連携機能については、原則として24時間365日利用可能となっておりますが、マイナポータルなど他システムのメンテナンス期間中は利用できません。

〔問4-15〕 私が契約している保険会社等はマイナポータル連携に対応しているのでしょうか。【令和2年11月追加】

〔答〕 国税庁ホームページにて、マイナポータル連携に対応している保険会社等を公表しています。

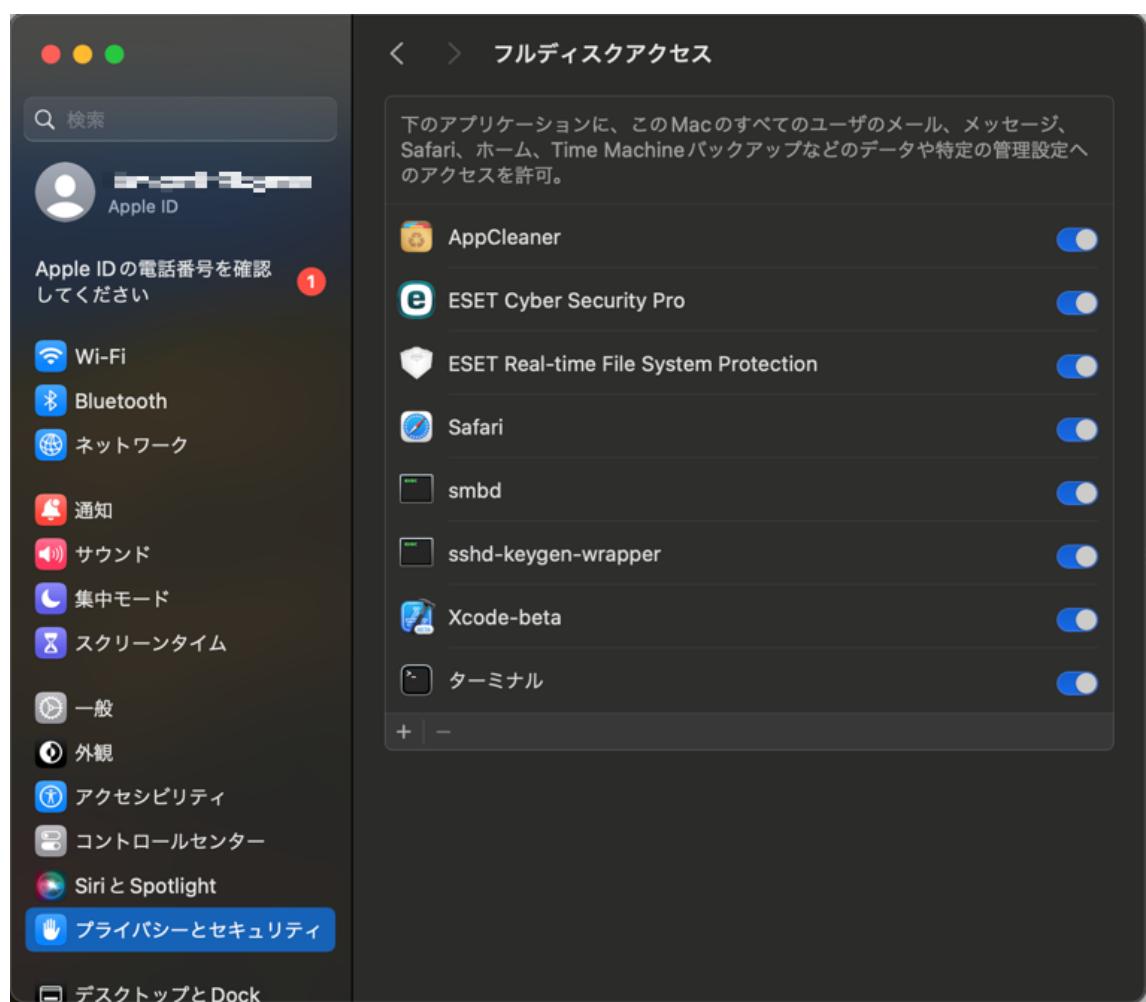
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

[問 4-16] macOS 14 を利用していますが、マイナポータル連携でマイナポータルサイトを開いた際にエラーが発生します。【令和5年11月追加】

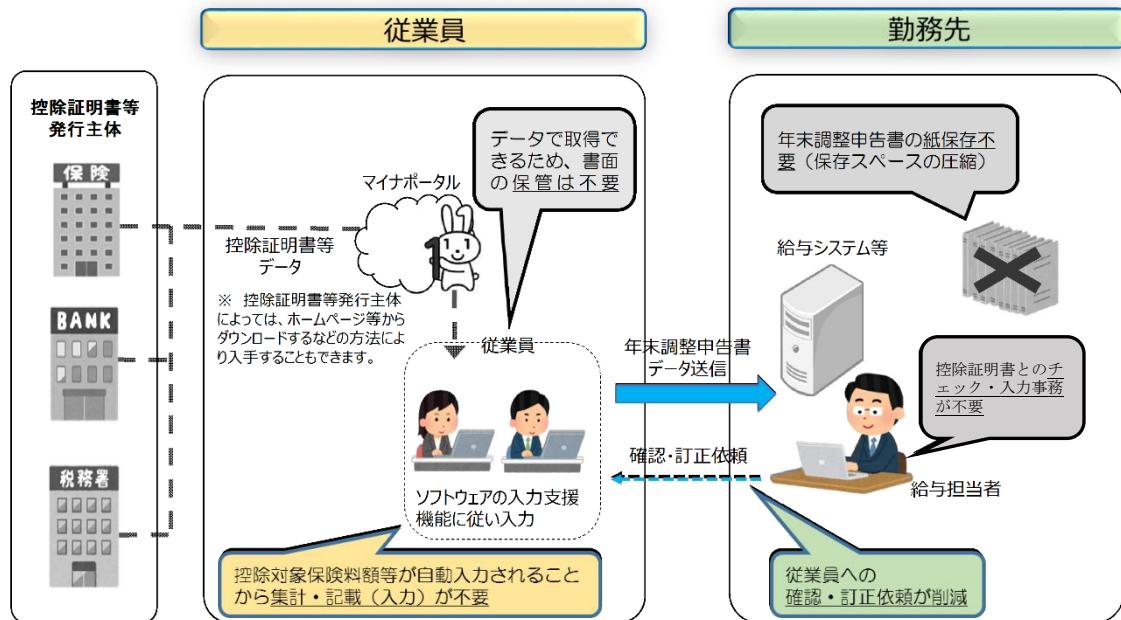
[答] macOSにおいては、14へのバージョンアップに伴い、マイナポータル連携でマイナポータルサイトを開いた際にエラーが発生することがあります。

エラーが生じる際は、以下のOS設定を行うことでマイナポータルサイトを開くことができます。

- ① [システム設定...] > [プライバシーとセキュリティ] > [プライバシー]タブ > [フルディスクアクセス]の順で選択する。
- ② 「+」をクリックしてアプリケーションから「Safari.app」を選択する。
(「プライバシーとセキュリティ」が表示される場合は ID/パスワードを入力してください。)
- ③ 「開く」を選択し、「終了して再度開く」を選択する。
- ④ 以下の画面の様にフルディスクアクセス内に Safari が追加されたことをご確認ください。



第5章 年調ソフト



〔問5－1〕 年調ソフトとは何ですか。

〔答〕 年調ソフトとは、年末調整関係書類について、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能を持つ、国税庁が提供する年末調整申告書作成用のソフトウェアです。

〔問5－2〕 【令和2年11月削除】

〔問5－3〕 年調ソフトは誰でも使うことができるのですか。

〔答〕 年調ソフトはお手持ちのパソコン又はスマートフォンにダウンロードしていただければ、どなたでも使うことができますが、年調ソフトを利用するか否かを含め、年末調整の具体的な実施方法については勤務先にお問合せください。

〔問5－4〕 年調ソフトの利用のために費用はかかりますか。

〔答〕 年調ソフトは国税庁が無償で提供します。
なお、年調ソフトのダウンロードの際やマイナポータル連携を行う場合のパケット通信料はご利用になる方のご負担となります。

[問5－5] 年調ソフトをパソコンやスマートフォンにダウンロードして利用する際の利用環境について教えてください。【令和5年10月更新】

〔答〕 令和5年版の年調ソフトが対応しているOSは、以下のとおりです。

- Windows10 (Enterprise、Pro、Home) 64bit版 1703以降 (LTSCは2019以降)
ただし、ARM社製CPU、LTSB版には対応しておりません。
- macOS 10.13以降
- Android 8.1以降^{※1}、ユーザー補助設定（フォントサイズ：デフォルト、表示サイズ：デフォルト）
- iOS 13.0以降^{※2}

※1 スマホ用電子証明書を利用する場合は、本機能を利用する場合の利用環境がAndroid9.0以降と規定されているため、Android9.0以降となります。

※2 令和4年11月15日(火)に実施されたマイナポータルアプリのアップデート以降、iPhoneのiOS13については、マイナポータルアプリが利用できなくなりました。

これにより、iOS13をご利用の方については、証明書電子データをマイナポータルから取得する機能がご利用できなくなりました。

iPhoneをご利用の方で証明書電子データをマイナポータルから取得される場合は、OSのバージョンをiOS14以降へアップデートした上でご利用ください。

[問5－6] 年調ソフトはどこからダウンロードできますか。【令和2年11月更新】

〔答〕 年調ソフトは、以下の場所からそれぞれダウンロード可能です。

- Windows版：国税庁ホームページ及びMicrosoft Store
- Mac版：国税庁ホームページ及びAppStore
- Android版：Google Play
- iOS版：AppStore

[問5－7] 年調ソフトのインストールには管理者権限が必要ですか。【令和3年6月更新】

〔答〕 パソコン版の年調ソフトは、インストール権限のあるユーザーによってインストールしていただく必要があります。

ただしMicrosoft Storeから取得する場合は、管理者による制限がない限り一般ユーザー権限でもインストール可能です。

なお、スマートフォン版の年調ソフトについても管理者による制限がない限り、ダウンロード後に自動でインストールされます。

[問5－7－2] Windows版の年調ソフトについて、国税庁ホームページからダウンロードした場合のインストール方法を教えてください。【令和5年10月更新】

[答] Windows版の年調ソフトについて、国税庁ホームページからダウンロードした場合は、以下の方法でインストールしていただく必要があります。詳細については国税庁ホームページに掲載しているマニュアルをご確認ください。

- ① 国税庁ホームページからダウンロードした年調ソフトの圧縮ファイルを解凍する。
- ② 解凍後のファイルから「令和5年分 年末調整に係る控除申告書作成アプリ_(バージョン数).exe」をダブルクリックし、インストールを実施する。
※ 本工程において「この不明な発行元からのアプリがデバイスに変更を加えることを許可しますか?」と表示されたら、「はい」をクリックします。
- ※ 本工程において「WindowsによってPCが保護されました」が表示されたら、「詳細情報」をクリックし、表示された[実行]をクリックします。
- ※ 本工程において「アプリのインストールに失敗しました」と表示された場合は、国税庁ホームページの以下のリンク先に掲載している「操作マニュアル インストール手順(インストールできない方用)」を参照してください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

[問5－8] パソコン版の年調ソフトを従業員に利用させる場合、勤務先が一括で国税庁ホームページからダウンロードし、各従業員へ配付することは可能ですか。【令和2年7月更新】

[答] パソコン版の年調ソフトの従業員への配付方法としては、各従業員が国税庁ホームページ等からダウンロードする方法のほか、勤務先が一度ダウンロードし、各従業員に資源配付する方法も可能です。

なお、パソコン版の年調ソフトには、「管理者メニュー」があり、「管理者メニュー」から、「給与の支払者の名称」「給与の支払者の法人番号」「給与の支払者の所在地」を設定したXMLファイルを作成することができます。当該XMLファイルを各従業員に配付すれば、上記項目についての各従業員の入力事務を省略することができます。

[問5-9] 当社では一台のパソコンを複数の従業員で共用しているのですが、その場合でも年調ソフトは複数人での使用は可能ですか。他人に自分の年末調整申告書の内容が見られてしまうことはありませんか。【令和3年6月更新】

[答] パソコン版の年調ソフトは一台のパソコンで複数人での使用が可能です。複数人で年調ソフトを共用する場合は、インストール後最初の起動の際に複数人で利用することを選択し、利用者情報を登録の上、パスワードを設定するようになります。次回以降、その従業員の控除申告書データはそのパスワードがないと開けないようになっていますので、複数人で一台のパソコンを共用していたとしても、他人にご自身の年末調整申告書の内容を見られてしまうことはありません。

[問5-10] スマートフォン版の年調ソフトを利用していましたが、機種変更した場合に再度のダウンロードが必要になりますか。

[答] 年末調整申告書の作成中にスマートフォンの機種を変更した場合には、年調ソフトの再ダウンロードが必要となります。また、機種変更を行った場合、前年の年末調整申告書データは自動的に引き継がれませんので、前年の年末調整関係書類データを引き継ぎたい場合は、適宜の方法（ご利用のスマートフォンにより異なります。）により電子データを移行する必要があります。

[問5-11] 年末調整手続を電子化するためには、年調ソフトを利用する事が必須となるのでしょうか。

[答] 年調ソフトはあくまで年末調整手続の電子化のためのツールのひとつです。年調ソフト以外の民間のソフトウェア会社等が提供している年末調整申告書作成用のソフトウェア（年末調整手続の電子化に対応しているものに限ります。）を導入すれば、年末調整手続の電子化することができます。

【問5-12】 年調ソフトではどのようなことができるのですか。【令和5年10月更新】

〔答〕 年調ソフトには以下のようないくつかの機能があり、これらを利用することで従業員が年末調整申告書データを効率的に作成することができます。

- ・ マイナポータル連携及び各種控除証明書等データのインポート
- ・ 各種控除証明書等データの改ざん検知
- ・ 控除証明書等データの内容について自動入力
- ・ 控除額の自動計算※
- ・ 年末調整申告書のプレビュー表示及び印刷
- ・ 年末調整申告書データの作成及び保存
- ・ 扶養控除、配偶者（特別）控除など、各種控除の該当有無の自動判定
- ・ 年末調整申告書データへのマイナンバーカード及びスマホ用電子証明書による電子署名付与又はID・パスワード設定
- ・ 控除額のシミュレート（かんたん検算機能）

※ 所得金額調整控除額の計算は勤務先が行います。

【問5-13】 年調ソフトでは、勤務先が行う年税額の計算も可能ですか。

〔答〕 年調ソフトは従業員のためのソフトウェアです。勤務先が行う年税額の計算等の機能はありません。

【問5-14】 年調ソフトで作成した年末調整申告書データはどのようにして勤務先に提供するのですか。【令和2年7月更新】

〔答〕 作成した年末調整申告書データは以下のいずれかの方法により勤務先に提供することとなります。具体的な提供方法については勤務先にお問い合わせください。

- ① 勤務先にインターネット経由のメール等で送信する
- ② U S Bメモリ等に保存して勤務先に提供する
- ③ （社内L A Nなどで）勤務先（給与担当者）と作成者である従業員のみアクセスが可能な領域に年末調整申告書データを保存する
- ④ 社内L A Nにログインし、メール等で送信する

なお、①、②により提出する場合は、提出データに電子署名を付す又はパスワードを設定する必要があります。

[問5-15] 当社の従業員は、これまで年末調整申告書を手書きで記載していたのですが、年調ソフトを利用して年末調整を電子化したいと考えています。当社で利用している給与ソフトでどのように年末調整計算を行うのでしょうか。

[答] 年調ソフトにより年末調整関係書類を作成した場合、年末調整申告書の電子データが作成されます。

勤務先は、従業員にその電子データを提供するよう依頼してください。

提供された電子データを勤務先の給与ソフトに取り込むことができれば、その後の税額計算についても自動的に行うことが可能となります。

なお、ご利用の給与ソフトが年調ソフトから出力される電子データを利用できるかについては、ご利用の給与ソフトの開発業者にお問合せください。

[問5-16] 年調ソフトの出力機能は、年末調整申告書の電子データだけですか。別途書面で出力して提出することはできないのでしょうか。

[答] 年調ソフトは、作成した年末調整申告書を書面で出力することもできます（[\[問5-12\]](#) 参照）。

[問5-17] 保険会社から控除証明書を書面で交付されたのですが、その場合には年調ソフトは利用できないのですか。

[答] 保険料控除証明書が書面で交付された場合には、年調ソフトに控除証明書の内容を入力することにより、保険料控除申告書を作成することができます。

この場合でも、必要事項を入力すれば、控除額を自動計算できるなど、手書きで作成するより年末調整申告書作成事務を簡便化することができます。

[問5-18] 年調ソフトを利用して従業員から年末調整申告書データ及び控除証明書等データの提供を受けるために何か準備することはありますか。【令和3年6月更新】

[答] 従業員は、年調ソフトを利用する際に、給与支払者情報を入力する必要がありますが、勤務先が事前に「管理者メニュー」から、「給与の支払者の名称」、「給与の支払者の法人番号」及び「給与の支払者の所在地」を設定したファイルを作成し、各従業員に配付することができます。そうすることにより、上記項目についての各従業員の入力事務を省略することができます。

〔問5-19〕 従業員から年調ソフトにより作成した年末調整申告書データを書面で出力の上、提出を受ける場合でも何か便利になることはありますか。【令和3年6月更新】

〔答〕 従業員から年調ソフトで作成した年末調整関係書類について書面で提出を受ける場合でも、年調ソフトから出力された年末調整申告書については、控除額の計算が自動で行われていますので、手書きの年末調整申告書に比べ、検算等の手間を省くことができます。

〔問5-20〕 年調ソフトは一度ダウンロードしたら毎年の年末調整事務で利用することができますか。【令和5年10月更新】

〔答〕 年調ソフトは、毎年の税制改正を受けて改修を実施する予定ですので、年末調整を行う年分ごとにダウンロードする必要があります。異なる年分の年調ソフトを使用した場合、控除額、年税額等が正しく計算されないおそれがありますので、年調ソフトを利用する際には、他の年分を利用しないよう注意してください。
また、同じ年分であってもダウンロード後に新たなバージョンが公開される場合もありますので、勤務先への提出用データを作成する場合には最新のバージョンが公開されていないかご確認願います。なお、スマートフォン版の年調ソフトにおいては、インストールされている年調ソフトのバージョンが最新でない場合、起動時にアップデート通知画面が表示されます。

〔問5-21〕 年調ソフトが改修される都度、自社の給与システム等の改修を行う必要がありますか。

〔答〕 年調ソフトは、毎年の税制改正を受けて改修を実施する予定ですが、年調ソフトより出力される年末調整申告書の電子データのフォーマットが変更されるとは限りません。
したがって、必ずしも年調ソフトの改修の都度、年末調整申告書の電子データのインポートに係る改修が必要となるわけではありませんが、毎年の税制改正により控除額や税額の計算ロジックが変更となることは（これまで同様）ありますので、その場合は改修が必要となります。

〔問5-22〕 各年分の年調ソフトはいつ頃リリースされますか。【令和4年10月更新】

〔答〕 年調ソフトは、例年10月上旬をリリース予定としております。

[問5-23] 令和5年分の年調ソフトを使用する際は、また最初から住所、氏名等を入力しなければならないのでしょうか。【令和5年10月更新】

[答] 令和5年分の年調ソフトに、令和4年分の年末調整の際に勤務先に提出したデータを取り込むことが可能です。

前年のデータを取り込むことで、住所、氏名、扶養親族等の情報を引き継ぐことができます。

また、令和4年分の年調ソフトをインストールした状態で（アンインストールしないで）令和5年分の年調ソフトをインストールした場合は、令和4年分の年調ソフトのデータを令和5年分の年調ソフトへ移行することが可能です。

[問5-24] 年調ソフトから書面出力した年末調整関係書類の様式が、国税庁ホームページに掲載されている様式と見た目が異なりますが、提出しても問題ありませんか。

[答] 年末調整申告書は法定記載項目の記載があれば法令の要件を満たすことから、年調ソフトで作成する年末調整申告書（書面）には、法定記載項目のみを出力することとしています。

そのため、国税庁ホームページに掲載しております従来の様式とは見た目が異なりますが、年調ソフトで作成する年末調整申告書（書面）を勤務先に提出又は提示しても問題はありません。

[問5-25] 年調ソフトから書面出力した所得金額調整控除申告書には控除額の記載がないのですが、大丈夫でしょうか。

[答] 所得金額調整控除の額については法定記載項目ではないため、所得金額調整控除申告書には表示されません。

所得金額調整控除額は、所得金額調整控除申告書に所定の事項が記載され、収入等の要件を満たしている場合に、勤務先が給与収入額に基づいて計算することとなっています。

〔問5-26〕 年末調整申告書を提出後、誤りがあったことに気が付いたので、訂正し再提出したいと思います。年調ソフトでは各種の申告書を単独で作成することもできるようですが、訂正が必要な申告書のみを作成して提出してもよいですか。【令和5年10月更新】

〔答〕〈令和5年分の年末調整申告書を再提出する場合〉

訂正があった場合の再提出の方法については、勤務先の給与担当者にご確認いただきますようお願いします。

なお、年調ソフトでは、再提出する場合に、すでに提出したデータを訂正し、すべての年末調整申告書データについて提出していただくことにより、各年末調整申告書間のチェックが働きます。

〈令和6年分の扶養控除等申告書を再提出する場合〉

訂正があった場合の再提出の方法については、勤務先の給与担当者にご確認いただきますようお願いします。

〔問5-27〕 年調ソフトで入力したマイナンバーは、年調ソフト内で保持されるですか。【令和2年7月追加】

〔答〕 年調ソフトではマイナンバーを入力する画面はありますが、入力されたマイナンバーをソフト内には保持しません。

年調ソフトでは、年末調整申告書を作成後、勤務先に提出するデータを出力する直前にマイナンバーを入力することができますが、入力されたマイナンバーは出力するデータに格納後、年調ソフトからは消去され、ソフト内にマイナンバーは残りません。

なお、既に勤務先に対しマイナンバーを提供しているなど一定の場合は、従業員は扶養控除等申告書へのマイナンバーの記載を省略することができます。

そのため、年調ソフトは勤務先へのマイナンバーの提供の有無を確認し、提供済みの場合には、マイナンバーを入力しないことができる仕様となっています。

[問5-28] 年調ソフトで作成した年末調整申告書データは、どのようなデータ形式で出力されますか。【令和5年10月更新】

〔答〕 年調ソフトが出力するデータ形式につきましては、次の2パターンです。

- ① 年末調整申告書をデータで勤務先に提供する場合
XML形式のデータ（年末調整申告書及びインポートした控除証明書等）をZIPファイルに格納した状態で出力します（パスワード付きのものとそうでないものを2つ出力します）。勤務先には、このZIPファイルを解凍することなくそのまま提供してください。
- ② 年末調整申告書を書面で勤務先に提出する場合
印刷プレビュー画面が表示されるため、印刷の上、勤務先に提出してください。
なお、①のZIPファイルは、翌年以降の年末調整手続の際に利用する年調ソフトへのインポート用データとして利用することができ、インポートすることで、翌年以降の入力作業を簡便化できます。

[問5-29] 年調ソフトの操作が分からぬのですが、どこに問合せればいいですか。【令和5年10月更新】

〔答〕 年調ソフトの操作及び年末調整手続の電子化に関するご質問については、「年調ソフトヘルプデスク（0570-02-4563 9時から17時まで 10月1日から12月28日は毎日 1月4日から2月29日は休祝日を除く月曜から金曜）」にお問合せください。

また、年調ソフトの使い方などに関する動画を国税庁ホームページの Web-TAX-TV や YouTube の「国税庁動画チャンネル」に掲載しています。

なお、年末調整のしかたなど電子化以外のご質問や、法令解釈につきましては、冊子「年末調整のしかた」又は国税庁ホームページ「タックスアンサー（年末調整）」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/code/bunya-nemmatsuchosei.htm>) をご確認いただくか、国税局電話相談センター（所轄税務署の電話番号に架電し、音声案内に従い、「1」を選択します。）にお問合せ願います。

[問5-30] 年調ソフトで年末調整申告書を作成する場合に、パスワードを設定する箇所があるのですが、パスワードはどのように設定すればよいでしょうか。【令和2年11月追加】

[答] 年調ソフトで作成する場合は、基本項目の入力の際に「ID」及びパスワードを設定することとなっています。この時に設定した「ID」及びパスワードは、提出する際に設定する「ID」及びパスワードになります。

年調ソフトでパスワードに利用できるのは、半角英大文字、半角英小文字、半角数字の3種類です。また、パスワードは6文字から20文字の間で設定していただく必要があります。

それ以外のパスワードに関するルールについては、勤務先からの指示があればそれに従ってください。

[問5-31] 年調ソフトで作成したファイルについては、パスワードを設定したのですが、そのパスワードを変更するにはどのようにすればよいでしょうか。
【令和2年11月追加】

[答] パスワードを変更する方法は以下のとおりです。

① メニュー画面から変更する方法

年末調整申告書データの出力後や一時保存して終了した場合などは、年調ソフトの新規作成（作成を再開）画面の右上にある「メニュー」から「あなたの情報の変更」を選択すると、あなたの情報の入力欄の下部にパスワード入力欄が表示されるので、新しいパスワードを入力してください。

② 提出データ確認の際に変更する方法

年末調整申告書入力後、「⑨内容確認」の画面まで進みます。「あなたの情報」欄の下部にある「修正」を選択すると、あなたの情報の入力欄の下部にパスワード入力欄が表示されるので、新しいパスワード入力してください。（この修正方法の場合、その他の申告書についても再度確認作業が必要となります。）。

〔問5-32〕 国税庁ホームページを見ると、年調ソフトの新しいバージョンが公開されていたのですが、バージョンアップの方法を教えてください。【令和2年11月追加】

〔答〕 年調ソフトについては、同じ年分であってもダウンロード後に新たなバージョンが公開される場合もあります。バージョンアップ方法は以下のとおりです。

なお、①、②どちらの方法によっても、それまでに作成した年末調整申告書データは保存されますので、最初から入力しなおす必要はありません。

① 最新版を国税庁ホームページからダウンロードする場合

新しいバージョンの年調ソフトをダウンロードし、通常のインストールと同様の手順を実行すると、新しいバージョンに上書きされます。

② 最新版を公式アプリストアからダウンロードする場合

新しいバージョンは更新ファイルとして公式アプリストアに掲載されるため、アプリストアで「更新」を選択すると新しいバージョンに上書きされます。

〔問5-33〕 かんたん検算とは何ですか。【令和4年10月追加】

〔答〕 かんたん検算は、氏名・住所などの基本情報入力等をすることなく、一部の控除額を算出することができるメニューです。

控除額だけを確認いただきたい際などに活用いただけます。

なお、かんたん検算においては、控除額の算出に必要な項目の入力を不要としておりますので、効率的に控除額を算出いただけます。

令和4年度の年調ソフトでは、下記の控除額の算出に対応しております。

① 保険料控除額

② 住宅ローン控除額

〔問5-34〕 前回、かんたん検算で入力した情報が消えてしまいました。【令和4年10月追加】

〔答〕 かんたん検算で入力した情報は、年調ソフトを終了すると削除されます。

かんたん検算は、気軽にご利用頂くため、ユーザー登録を行うことなく利用可能としておりますが、入力した情報は、他の方に見られることのないように、その都度削除する動作しております。

[問 5-35] 計算表で入力した見積額が反映されません。【令和5年10月追加】

[答] 一部のスマートフォンにおいて、扶養控除等（異動）申告書の入力画面で下記の操作を行った後、所得の見積額が次の画面（扶養控除等（異動）申告書の入力画面）へ正しく反映されない（元の数字が維持される）場合があることを確認しております。

- ① 「計算表」ボタンを押下する。
- ② 合計所得金額（見積額）計算表が表示されるので、任意の金額を入力する。
- ③ 「計算する」ボタンを押下する。
- ④ 「計算結果を反映する」ボタンを押下する。
- ⑤ 扶養控除等（異動）申告書の入力画面が再表示された時、所得の見積額に④の計算結果が反映されない場合がある。

所得の見積額が更新されない場合でも、申告書情報へは正常に計算結果が格納されていますので、そのまま申告書の入力を継続してください。

「入力完了（申告する内容の確認）」ボタンを押した後に表示される、申告する内容の確認画面で入力結果を確認し、正しい所得の見積額が表示されていれば問題ありません。

[問 5-36] 年調ソフトで「書面印刷」を選択して申告書を印刷しようとするとエラー（フォントエラーなど）が発生します。【令和5年10月追加】

[答] 「電子データで出力する」を選択した場合は、電子データと併せて PDF ファイルを作成できますので、そちらを書面印刷して提出することをご検討ください。「書面印刷」を選択し印刷しようとした際にエラーが生じた場合でも、こちらの方法であれば作成した PDF ファイルの印刷が可能となっております。

手順としては、年末調整控除申告書の作成画面を表示し、下記の手順で PDF ファイルを出力可能です。

- ① 出力形式の選択ボックスで、「電子データで出力する」を選択する。
- ② 「次のステップに進む」ボタンを押下する。
- ③ 「電子データで出力する」ボタンを押下する。
- ④ 「電子データ（XML ファイル）と一緒に、PDF ファイルも出力しますか。」から始まるダイアログが表示されるので、「はい」ボタンを押下する。
- ⑤ 電子署名/パスワードの設定、出力先等を選択するダイアログが表示されるので、任意の方法を選択する。

なお、本ソフトでは、出力形式の選択ボックスで「書面印刷」を選択した場合、利用されている端末のドライバを用いて印刷用のデータを作成しており、ドライバによっては、当ソフトで印刷ができない場合がありますので、上記方法をご検討ください。

[問5-37] 年調ソフトで申告書電子データ（拡張子.ZIP）をインポートしようとすると「以下の申告書データについてはインポートできませんでした。」と表示され、インポートすることができません。【令和5年10月追加】

[答] 下記に該当する申告書電子データは、年調ソフトにおいては、インポートの対象とはなっておりません（※マニュアルにも記載有）。

- ① 前年度、又は今年度の年調ソフト以外を用いて作成した申告書電子データ（拡張子が ZIP のファイル）
- ② インポート対象外である住宅借入金等特別控除申告書しか格納されていない申告書電子データ（拡張子が ZIP のファイル）
- ③ スマホ用電子証明書を用いて電子署名を付与した申告書電子データ（拡張子が ZIP のファイル）

なお、年調ソフトで作成した申告書電子データ（拡張子が ZIP ファイル）において、何かしらの編集がなされた場合は、インポートができなくなる可能性がありますので、編集されたデータは、インポートの保証の対象外となります。

なお、インポートができなくなる編集には、以下のようなものがあります。

- ① 申告書電子データ内の XML ファイルが、XML フォーマットから変更されている。
- ② 申告書電子データ内の XML ファイルから、必須のデータが削除されている。
- ③ 申告書電子データ内の XML ファイルのファイル名が変更されている。など。

また、「前年の申告書データを利用して作成」を選択して前年分以外の申告書電子データをインポートした場合及び、「作成再開」を選択して今年分以外の申告書電子データをインポートした場合においても、インポートエラーとなります。

こちらの場合は、インポート対象となる申告書電子データを選択してください。

[問5-38] 年調ソフトで「住宅借入金の年末残高証明書の情報」を削除することができません。どうようにすれば削除することができますか。【令和5年10月追加】

[答] 下図の住宅借入金等特別控除に係る入力内容の確認画面(かんたん検算画面を含む)で、「削除」(下図※)を押下し「住宅借入金の年末残高等証明書の情報」を削除した後、「+ 残高証明書を追加で入力する」、又は「修正」を押下すると、削除したはずの「住宅借入金の年末残高等証明書の情報」が表示される場合があります。

令和5年分の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告の内容を確認してください。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書情報

あなたが取得した住居等	増改築
あなたが取得した住居等の種類	一般の住宅の取得等
取得の区分	特定取得
増改築に関する事項	増改築等の費用の額 10,000,000 円 居住用割合 100.00 % 通常債務割合 100.00 %

修正

控除証明書を入力し直す

住宅借入金の年末残高等証明書の情報

住宅借入金等の内訳	土地のみ
住宅借入金等の年末残高	1,000,000 円
住宅借入金等の当初金額	2019/1/1 10,000,000 円
※ 「摘要」欄に通常債務者の記載	なし
この借入金に関する借換え	なし
住宅借入金等特別控除額	10,000 円

削除

+ 残高証明書を追加で入力する

上記事象が生じ削除ができない際は、下記の操作することで「住宅借入金の年末残高等証明書の情報」を削除することができます。

- ① 「+ 残高証明書を追加で入力する」、又は「修正」を押下後に表示される住宅借入金の年末残高等証明書内容の入力画面で、削除したい「住宅借入金の年末残高等証明書の情報」の右上(「住宅借入金等の内訳」の下)にある「削除」(下図※)を押下する。

令和5年分の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告を入力してください。

住宅借入金の年末残高等証明書内容の入力

住宅借入金等の内訳 ?	必須	<input type="radio"/> 住宅のみ <input checked="" type="radio"/> 土地のみ <input type="radio"/> 住宅及び土地等	削除 *
--------------------	-----------	--	--------------------

- ② 画面下部にある「一時保存」、又は「保存して次のステップに進む」(かんたん検算画面の場合は「入力完了」)を押下する。

[問5-39] 年調ソフトで「住宅借入金の年末残高証明書の情報」を追加することができません。どうようにすれば追加することができますか。【令和5年10月追加】

[答] 住宅借入金の年末残高証明書の情報は、2件まで登録が可能であるところ、1件しか登録していないにも関わらず、下図の住宅借入金等特別控除に係る入力内容の確認画面（かんたん検算画面を含む）で、「+ 残高証明書を追加で入力する」（下図※）を押下した際に、「本アプリでは3件以上の登録はできません。」と表示され、追加の登録を行うことができない場合があります。当該事象は、画面上削除したデータがソフト内に残っていることで生じます。

令和5年分の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告の内容を確認してください。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書情報

あなたが取得した住居等	増改築
あなたが取得した住居等の種類	一般の住宅の取得等
取得の区分	特定取得
増改築に関する事項	増改築等の費用の額 10,000,000 円 居住用割合 100.00 % 通常債務割合 100.00 %
控除証明書を入力します	

住宅借入金の年末残高等証明書の情報

修正	住宅借入金等の内訳	土地のみ
削除	住宅借入金等の年末残高	1,000,000 円
	住宅借入金等の当初金額	2019/1/1 10,000,000 円
	「摘要」欄に通常債務者の記載	なし
	この借入金に関する借換え	なし
	住宅借入金等特別控除額	10,000 円
+ 残高証明書を追加で入力する	※	

上記事象が生じ追加の登録ができない際は、下記の操作をすることで「住宅借入金の年末残高証明書の情報」を追加することができます。

- ① 「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書情報」の「修正」を押下する。
- ② 押下後に表示された画面の下部にある、「次へ」を押下する。
- ③ 住宅借入金の年末残高等証明書内容の入力画面が表示されるので、不要な「住宅借入金の年末残高等証明書の情報」の右上（「住宅借入金等の内訳」の下）にある「削除」（下図※）を押下する。

令和5年分の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告を入力してください。

住宅借入金の年末残高等証明書内容の入力

住宅借入金等の内訳 ?	必須	<input checked="" type="radio"/> 住宅のみ	<input type="radio"/> 土地のみ	<input type="radio"/> 住宅及び土地等	削除 ※
-------------	----	---------------------------------------	----------------------------	-------------------------------	-------------

- ④ 画面下部にある「+ 残高証明書を追加で入力する」を押下して、「住宅借入金の年末残高等証明書の情報」を追加する。

[問 5-40] 年調ソフトを利用中に、画面のレイアウトが崩れてしまいました。どのようにすれば良いでしょうか。【令和5年10月追加】

[答] 一部のスマートフォンで、年調ソフトの項目を入力する為に、ソフトウェアキーボードを利用すると、下図の様に、スマートフォンの時刻・アイコンと、年調ソフトの表示が重なってしまう現象が報告されております。



} スマートフォンの時刻・アイコンと、年調ソフトの表示が重っている

この現象が発生した場合でも、年調ソフトの動作に影響はない為、操作を継続することが可能です。(年調ソフトを再起動することでレイアウトの崩れは解消します。但し、ソフトウェアキーボードを利用した場合、再度レイアウトの崩れが発生します。)

[問5-41] 年調ソフトで「住宅借入金等特別控除証明書」の作成中に、スピナー（画面遷移中を示す回転体のアイコン）が表示されたまま、操作を受け付けなくなりました。どうようにすれば良いでしょうか。【令和5年10月追加】

[答] 下図の住宅借入金等特別控除に係る入力内容の確認画面（かんたん検算画面を含む）で「控除証明書を入力し直す」ボタンを押下後、証明書の電子データのインポートを行い、住宅借入金等特別控除証明書の入力画面で「前の画面へ戻る」ボタンを押下、その後、証明書電子データのインポート画面で「前の画面へ戻る」ボタンを押下した場合、インポートした電子データの内容によって、この現象が発生する場合があります。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書情報	
あなたが取得した住居等	増改築
あなたが取得した住居等の種類	一般の住宅の取得等
修正	
取得の区分	特定取得
増改築に関する事項	増改築等の費用の額 10,000,000 円 居住用割合 100.00 % 通常債務割合 100.00 %
控除証明書を入力し直す	

住宅借入金の年末残高等証明書の情報	
修正	住宅借入金等の内訳 土地のみ 住宅借入金等の年末残高 1,000,000 円 住宅借入金等の当初金額 10,000,000 円 「摘要」欄に通常債務者の記載 なし この借入金に関する借換え なし
削除	
住宅借入金等特別控除額 10,000 円 + 残高証明書を追加で入力する	

この現象が発生した場合、年調ソフトを再起動した後、下記の操作を行うことで、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書」の入力を再開することができます。

- ① メニュー画面で、「入力を再開する」ボタンを押下する。
- ② 作成状況確認画面で、「作成再開」ボタンを押下する。
- ③ 入力状況により、他の申告書の入力画面が表示されるので、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書の入力画面まで、作成を進める。

上記操作を実施することで、「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除証明書の入力」画面が表示され、再起動前にインポートした証明書の電子データの内容が入力された状態となっていますので、入力を再開いただけます。

〔問5-42〕 作成した申告書にマイナポータルアプリ（スマホでの電子署名）を用いて電子署名を付与する場合の、利用可能なスマートフォンを教えてください。【令和5年10月追加】

〔答〕 年調ソフトでマイナポータルアプリ（スマホでの電子署名）を利用して、作成した申告書に電子署名を付与する場合の利用可能なスマートフォンは、以下のウェブサイトに掲載されているスマホ用電子証明書に対応しているスマートフォンとなります。

スマホ用電子証明書に対応しているスマートフォンは、マイナポータル（ウェブサイト）の下記URLに掲載されております。

https://faq.myna.go.jp/faq/show/7261?site_domain=default

〔問5-43〕 基本情報入力画面の「配偶者の有無」欄で「無し」を選択したにもかかわらず、所得金額調整控除申告書作成画面に過去に入力していた配偶者の情報が表示されます。表示されている配偶者情報は、どうすれば削除できますか。【令和5年10月更新】

〔答〕 過去に扶養控除等（異動）申告書作成画面で配偶者情報を入力していた場合には、基本情報入力画面の「配偶者の有無」欄の選択を「無し」に変更しただけでは、入力していた配偶者情報は削除されません。以下の操作を行うことで、配偶者情報の削除することができます。

- ① メニューの「あなたの情報の変更」から基本情報入力画面に進み、「配偶者の有無」欄で「有り」を選択して、入力を完了します。
- ② 申告書作成の入力を再開し、当年分の扶養控除等（異動）申告書作成画面で、「配偶者情報の入力」欄で「しない」を選択し、入力を完了します。
- ③ 再度、メニューの「あなたの情報の変更」から基本情報入力画面に進み、「配偶者の有無」欄で「無し」を選択して、入力を完了します。

〔問5-44〕 年調ソフトにインポートした控除証明書等データを削除したい場合は、どうすればよいでしょう。【令和5年10月更新】

〔答〕 年調ソフトにインポートした控除証明書等データは、以下のいずれかの方法で削除できます。

- ① 年調ソフトの新規作成（作成を再開）画面の右上にある「メニュー」から「あなたの情報の削除」を選択して削除を行う。
- ② 年調ソフトの新規作成（作成を再開）画面にある「新規作成」から年末調整の書類の作成を開始する。

**[問 5-45] 生命保険料控除証明書（又は地震保険料控除証明書）の入力において、
保険期間が選択肢にない場合（1年未満など）は、どうすればよいか教えてください。【令和5年11月更新】**

[答] 年調ソフトの保険期間には、1年から99年及び終身が選択可能ですが、契約している保険の契約期間が選択肢に存在しない場合は、近い適宜の年数を選択し、控除申告書を提出する際に、給与支払者等にその旨をお伝えてください。

[問 5-46] 前納した保険料を分割申告するために再交付された社会保険料控除証明書データは、インポートすることができますか。【令和5年11月更新】

[答] 年調ソフトでは、前納した保険料を分割申告するために再交付された社会保険料控除証明書データのインポートに対応しておりませんので、当該保険料控除証明書データについては、インポートせずに社会保険料などを入力して保険料控除申告書を作成してください。

[問 5-47] 社会保険料控除証明書データをインポートした際に「支払った保険料の金額」が0円となってしまいますがどうすればよいか教えてください。【令和5年11月更新】

[答] 年調ソフトでは、当年4月分から8月分までの全ての月に対して納付されていない方や、免除期間等の過去分の保険料を納付しているだけの方など、年末までの納付の見込み額が計算されないような方に交付される社会保険料控除証明書データは、インポートした際に「支払った保険料の金額」が0円となりますので、当該保険料控除証明書データについては、インポートせずに社会保険料などを入力して保険料控除申告書を作成するか、インポート後に金額を変更してください。